

政令第二百三十五号

郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）、日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）、郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）、郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関係政令の廃止）

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 郵便貯金法施行令（昭和四十六年政令第二百九十八号）
- 二 簡易生命保険法施行令（平成二年政令第三百四十号）
- 三 阪神・淡路大震災に伴う貸付金の総額の制限額に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令（平成七年政令第三百十五号）

- 四 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律第六条第二項の規定により財務局長又は財務支局長に委任する権限を定める政令（平成十三年政令第五十九号）
- 五 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）
- 六 郵便為替法第三十八条の六の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十四号）
- 七 郵便振替法第六十八条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十五号）
- 八 郵便切手類販売所等に関する法律第九条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十六号）
- 九 郵政窓口事務の委託に関する法律第十三条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十七号）
- 十 郵便物運送委託法第二十条の二の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十八号）
- 十一 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十九号）
- 十二 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律第六条の二第二項の審議会等を定める政令（平成十五年政令第九十号）
- 十三 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例

等に関する法律の施行に関する政令（平成十七年政令第百九十九号）

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第二条 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（印紙税の納付に係る特例の適用に関する措置）

第五条 法第七十八号第三項の規定の適用がある場合における印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）第十二条第一項の規定の適用については、同項中「その年の二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、「平成十九年八月十六日から同年九月十八日まで」とする。

2 法第七十八号第二項の規定により郵便事業株式会社等が承認を受けたものとみなされた場合における印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十五条第一項の規定の適用については、当該郵便事業株式会社等を当該承認の申請者とみなす。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一条を加える。

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 日本郵政株式会社は、法の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）第十四条の規定による改正後の郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号。以下この条において「新郵便法」という。）第六十七条第一項の規定の例により、郵便に関する料金（同条第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。）を定め、総務大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定により届け出た料金は、施行日において、新郵便法第六十七条第一項の規定により届け出た料金とみなす。

3 日本郵政株式会社は、施行日前においても、新郵便法第六十七条第三項、第六十八条第一項、第七十条第一項及び第七十三条の規定の例により、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金、郵便約款並びに郵便業務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けることができる。この場合において、新郵便法第七十三条中「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第十四条の規定による改正前の郵便法第七十五条の八の審議会等（国家行政組織

法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により認可を受けた料金、郵便約款及び郵便業務管理規程は、施行日において、それぞれ新郵便法第六十七条第三項の規定により認可を受けた料金、新郵便法第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款及び新郵便法第七十条第一項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。

第三条 郵政民営化法施行令の一部を次のように改正する。

第十七条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（郵便貯金銀行が日本郵政株式会社に対し交付すべき金銭の額の端数計算）

第二十四条 法第二百二十二条第一項の規定により交付すべき金銭の額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 法第二百二十二条第一項第一号の月数は、暦に従って計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の準用）

第二十五条 法の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する訴訟であつて各承継会社が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であつて施行日以後に承継会社を当事者として提起するもの又は承継会社を参加人とするものについては、国の利害に係る関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第五条第一項及び第三項、第八条本文並びに第九条前段の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条第一項	行政庁は	
、当該行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に		郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六条第三項に規定する承継会社（以下この項及び第三項並びに第八条本文において「承継会社」という。）は
		承継会社を当事者又は

第九条前段		第五条第三項	
前各条	法務大臣又は行政庁 第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は前条第三項	行政庁	規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは
第五条第一項及び第三項並びに前	承継会社	承継会社 第五条第一項	

第十六条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第百五条第一項及び第百三十五条第一項の規定による決定

第十六条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（財務局長等への権限の委任）

第二十二條 法第百八十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、郵便貯金銀行又は郵便保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第百十七条第一項及び第二項並びに第百四十五条第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出の命令

二 法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

2 前項各号に掲げる権限で郵便貯金銀行の本店以外の営業所その他の施設（郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この項において同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）若しくはその子法人等（同法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者以外の者で郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者の施設（以下この条において「支店等」という。）又は郵便保険会社の本店以外の営業所その他の施設若しくはその子法人等（保険業法第二百二十八条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは郵便保険会社から業務の委託を受けた者の施設（以下この条において「営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等又は当該営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、郵便貯金銀行の支店等又は郵便保険会社の営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又

は福岡財務支局長は、当該郵便貯金銀行の本店若しくは当該支店等又は郵便保険会社の本店若しくは当該営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該郵便貯金銀行若しくは郵便保険会社の本店、当該支店等又は当該営業所等以外の営業所等に対し、検査等を行うことができる。

第十五条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（法人税に係る課税の特例）

第十九条 承継会社の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十六号に規定する資本金等の額及び同条第十八号に規定する利益積立金額を計算する場合における次の表の上欄に掲げる法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第一項第 八号	を減算した金額	を減算した金額（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百七十九条第二項ただし書（法人税に係る課税の特例）の規定により日本郵政公社の帳簿価額とみな
---------------	---------	---

		第九条第一項
された金額以外の貸倒引当金勘定の金額並びに同項ただし書の規定により日本郵政公社の帳簿価額を零とされた賞与引当金勘定、退職給付引当金勘定及び損害賠償損失引当金勘定の金額の合計額（同法第百六十六条第一項（公社の解散及び業務等の承継）に規定する承継計画において定めるところに従い承継した金額に限る。第九条第一項において「特定引当金勘定の合計額」という。）を除く。）	第一号から第四号までに掲げる金額（郵政民営化法第百七十九条第一項（法人税に係る課税の特例）に規定する特定現物出資（以下この項において「特定現物出資」という。）の日の属する事業年度又は連結事業年度後の各事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む。	第一号から第四号までに掲げる金額の

	第一号から第四号までに掲げる金額を	）の 第一号から第四号までに掲げる金額（特定現物出資の日の属する事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む。）を
--	--------------------------	--

2 法第七十九條第三項に規定する政令で定める規定は、法人税法第三十二条第五項とする。

3 法第七十九條第四項に規定する合計額のうち、それぞれの承継会社が承継した法人税法第五十二条第一項に規定する個別評価金銭債権（以下この項及び第十二項において「個別評価金銭債権」という。

）及び同条第二項に規定する一括評価金銭債権（以下この項及び第十二項において「一括評価金銭債権」という。）に係る部分の金額として法第七十九條第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一 それぞれの承継会社が承継計画において定めるところに従い承継した個別評価金銭債権につき法第七十九條第四項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの

金額

二 法第七十九條第四項に規定する合計額（法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第二項の規定により計算される部分の金額に限る。）にそれぞれの承継会社が承継計画において定めるところに従い承継した一括評価金銭債権の額を乗じてこれを日本郵政公社の最後事業年度における一括評価金銭債権の合計額で除して計算した金額

4 法第七十九條第十項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該事業年度終了の時にいて再保険契約に係る旧簡易生命保険契約について整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号。以下この条において「旧公社法」という。）第三十三条第一項に規定する簡易生命保険責任準備金の算出方法書に記載された方法に従って計算した保険料積立金の金額（旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）及び未経過保険料の金額（旧簡易生命保険契約に定めた保険期間のうち、当該事業年度終了の時にいて、まだ経過していない期間に対応する責任に相当する額として計算した金額として財務省

令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）の合計額

ロ 旧簡易生命保険法第百三条第一項に規定する保険料の算出方法書に記載された保険料の計算の基礎となる係数その他の事項を基礎として計算した保険料積立金の金額及び未経過保険料の金額の合計額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額

ロ イに掲げる金額に再保険契約を締結する日を含む事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額

5 法第百七十九条第十一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定再保険責任準備金の金額のうち次に掲げる金額の合計額とする。

一 前事業年度終了の時における前項第一号の規定の例により計算した金額（当該事業年度開始の日の

前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の時における第十三項第一号の規定の例により計算した金額）から当該事業年度終了の時における前項第一号の規定の例により計算した金額を控除した金額

二 前項第二号イに掲げる金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額（当該計算した金額が前事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額（同号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）を超える場合には、当該特定再保険責任準備金の金額）

6 法第七百七十九条第十二項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その再再保険に付した日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額（第四項第二号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）の合計額に再保険契約に係る保険業法第一百六条第一項に規定する責任準備金の金額のうちに当該再再保険に付した部分の占める割合として財務省令で定める割合を乗じて計算した金額

二 その再再保険に付した日における特定再保険責任準備金の金額（第四項第一号に掲げる金額に係る

部分の金額に限る。）のうち当該再再保険に付した部分として財務省令で定める金額

- 7 法第七百七十九条第十二項第三号に掲げる場合において、その再再保険に付した日を含む事業年度以後の各事業年度（当該再再保険に付した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該再再保険に付した日を含む連結事業年度後の各事業年度）における次の表の上欄に掲げる同条第九項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第七百七十九条 第九項	簡易生命保険価格変動 準備金の金額	第十二項第三号に規定する再再保険に付した日を含む事業年度（当該再再保険に付した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該再再保険に付した日を含む連結事業年度。以下この項において「再再保険事業年度等」という。）開始の日における承継資産価格変動準備金の金額から同号の規定により益金の額に算入された金額（承継資産価格変動準備金の金額に係る部分の
-----------------	----------------------	---

第五項第二号			
三百六十	金額	三百六十	金額に限る。）を控除した金額
三百六十	前項第二号イに掲げる金額	三百六十から再保険契約経過月数（再保険契約を締結した日から再再保険事業年度等の開始の日の前日までの期間の月数をいう。）を控除した月数	三百六十から再保険契約経過月数（再保険契約を締結した日から再再保険事業年度が連結事業年度に該当する場合に、当該再再保険に付した日を含む連結事業年度。以下この号において「再再保険事業年度等」という。）開始の日における特定再保険責任準備金の金額（前項第二号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）から当該特定再保険責任準備金の金額に次項第一号に規定する財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額
三百六十			三百六十から再保険契約経過月数（再保険契約を締結し

同号		た日から再再保険事業年度等の開始の日の前日までの期間の月数をいう。）を控除した月数
	前項第二号	

8

法第七十九条第八項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた同条第十八項の承継資産価格変動準備金を含む。）又は同条第十項の特定再保険責任準備金（連結事業年度において積み立てた同条第二十項の特定再保険責任準備金を含む。）を積み立てている郵便保険会社（この項又は第十七項に規定する合併法人を含む。）が合併により法人税法第二条第十二号に規定する合併法人に再保険契約を移転した場合（第十七項前段に規定する場合を除く。）には、その合併直前における法第七十九条第九項に規定する承継資産価格変動準備金の金額及び同条第十一項に規定する特定再保険責任準備金の金額（以下この項において「承継資産価格変動準備金等の金額」という。）は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、当該合併法人が引継ぎを受けた承継資産価格変動準備金等の金額は、当該合併法人がその合併の日において有する同条第八項の承継資産価格変動準備金又は同条第十項の特定再保険責任準備金の金額（当該合併法人の当該合併の日を含む事業年度が連結事業年度に

該当する場合には、同条第十八項の承継資産価格変動準備金又は同条第二十項の特定再保険責任準備金の金額）とみなす。

9 前項又は第十七項に規定する合併法人（その合併後において連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。）の合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該合併の日を含む連結事業年度後の各事業年度）に係る法第七十九条第九項、第十一項及び第十二項並びに第五項の規定の適用については、当該合併法人は郵便保険会社とみなす。この場合において、当該合併法人の合併の日を含む事業年度に係るこれらの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法第七十九条第九項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額は、前項又は第十七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた承継資産価格変動準備金の金額とする。

二 法第七十九条第十一項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額は、前項又は第十七項の規定により当該合併法人が有するものとみなさ

れた特定再保険責任準備金の金額とする。

三 法第七十九条第九項及び第五項の規定の適用については、同条第九項及び第五項第二号中「当該事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

10 連結親法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。）又は連結子法人（同条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。）である承継会社の同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額及び同条第十八号の三に規定する連結個別利益積立金額並びに当該承継会社が属する連結法人の同条第十七号に規定する連結資本金等の額及び同条第十八号の二に規定する連結利益積立金額を計算する場合における次の表の上欄に掲げる法人税法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条の二	前条第一項第一号から第十四号までの規定に準じて計算した金額	前条第一項第一号から第十四号までの規定に準じて計算した金額（同項第八号の規定に準じて計算した金額については、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十
	定に準じて計算した	は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十

金額	過去連結事業年度の 同項第十五号
九条第十五項（法人税に係る課税の特例）の規定により読み替えて適用される同条第二項ただし書の規定により日本郵政公社の帳簿価額とみなされた金額以外の貸倒引当金勘定の金額並びに同項ただし書の規定により日本郵政公社の帳簿価額を零とされた賞与引当金勘定、退職給付引当金勘定及び損害賠償損失引当金勘定の金額の合計額（同法第六十六条第一項（公社の解散及び業務等の承継）に規定する承継計画において定めるところに従い承継した金額に限る。第九条の二第一項及び第九条の三において「特定引当金勘定の合計額」という。）を除く。以下この条において同じ。）	過去連結事業年度の前条第一項第十五号

第九條の二第一項		第一号から第四号までに掲げる金額の	第一号から第四号までに掲げる金額（郵政民営化法第一百七十九条第一項（法人税に係る課税の特例）に規定する特定現物出資（以下この項及び次条において「特定現物出資」という。）の日の属する事業年度又は連結事業年度後の各連結事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む。）の
第九條の三	前条第一項第一号から第四号までに掲げる金額	第一号から第四号までに掲げる金額を	第一号から第四号までに掲げる金額（特定現物出資の日の属する連結事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む。）を
	同項第一号から第四	同項第一号から第四号までに掲げる金額（特定現物出資の	

号までに掲げる金額	日の属する連結事業年度にあつては、特定引当金勘定の合 計額を含む。）
-----------	---------------------------------------

11 法第七百七十九条第十五項の規定により読み替えて適用される同条第三項に規定する政令で定める規定は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第五項とする。

12 法第七百七十九条第十五項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する合計額のうち、それぞれ承継会社が承継した個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権に係る部分の金額として同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一 それぞれの承継会社が承継計画において定めるところに従い承継した個別評価金銭債権につき法第七百七十九条第十五項の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額

二 法第七百七十九条第四項に規定する合計額（法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第二項の規定により計算される部分の金額に限る。）にそれぞれの承継会社が承継計画において

定めるところに従い承継した一括評価金銭債権の額を乗じてこれを日本郵政公社の最後事業年度における一括評価金銭債権の合計額で除して計算した金額

13 法第七十九条第二十項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該連結事業年度終了の時にいて再保険契約に係る旧簡易生命保険契約について旧公社法第三十三条第一項に規定する簡易生命保険責任準備金の算出方法書に記載された方法に従って計算した保険料積立金の金額（旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）及び未経過保険料の金額（旧簡易生命保険契約に定めた保険期間のうち、当該連結事業年度終了の時にいて、まだ経過していない期間に対応する責任に相当する額として計算した金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）の合計額

ロ 旧簡易生命保険法第一百三十三条第一項に規定する保険料の算出方法書に記載された保険料の計算の基礎となる係数その他の事項を基礎として計算した保険料積立金の金額及び未経過保険料の金額の合

計額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額

ロ イに掲げる金額に再保険契約を締結する日を含む連結事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額

14 法第七十九条第二十一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定再保険責任準備金の金額のうち次に掲げる金額の合計額とする。

一 前連結事業年度終了の時における前項第一号の規定の例により計算した金額（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の時における第四項第一号の規定の例により計算した金額）から当該連結事業年度終了の時における前項第一号の規定の例により計算した金額を控除した金額

二 前項第二号イに掲げる金額に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額（当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額（同号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）を超える場合には、当該特定再保険責任準備金の金額）

15 法第七十九条第二十二項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その再再保険に付した日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額（第十三項第二号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）の合計額に再保険契約に係る保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金の金額のうちに当該再再保険に付した部分の占める割合として財務省令で定める割合を乗じて計算した金額

二 その再再保険に付した日における特定再保険責任準備金の金額（第十三項第一号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）のうち当該再再保険に付した部分として財務省令で定める金額

16 法第七十九条第二十二項第三号に掲げる場合において、その再再保険に付した日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該再再保険に付した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合に

は、当該再再保険に付した日を含む事業年度後の各連結事業年度）における次の表の上欄に掲げる同条第十九項及び第十四項の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第七十九条 第十九項	簡易生命保険価格変動準備金 の金額	第二十二項第三号に規定する再再保険に付した日を含む連結事業年度（当該再再保険に付した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該再再保険に付した日を含む事業年度。以下この項において「再再保険連結事業年度等」という。）開始の日における承継資産価格変動準備金の金額から同号の規定により益金の額に算入された金額（承継資産価格変動準備金の金額に係る部分の金額に限る。）を控除した金額
三百六十		三百六十から再保険契約経過月数（再保険契約を

	第十四項第二号
	前項第二号イに掲げる金額
締結した日から再再保険連結事業年度等の開始の日の前日までの期間の月数をいう。を控除した月数	再再保険に付した日を含む連結事業年度（当該再再保険に付した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該再再保険に付した日を含む事業年度。以下この号において「再再保険連結事業年度等」という。）開始の日における特定再保険責任準備金の金額（前項第二号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）から当該特定再保険責任準備金の金額に次項第一号に規定する財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額

三百六十	三百六十から再保険契約経過月数（再保険契約を締結した日から再再保険連結事業年度等の開始の日の前日までの期間の月数をいう。）を控除した月数
同号	前項第二号

17

法第七十九条第十八項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた同条第八項の承継資産価格変動準備金を含む。）又は同条第二十項の特定再保険責任準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた同条第十項の特定再保険責任準備金を含む。）を積み立てている郵便保険会社（この項又は第八項に規定する合併法人を含む。以下この項において同じ。）が合併により法人税法第二条第十二号に規定する合併法人に再保険契約を移転した場合（郵便保険会社が連結法人である場合に限る。）には、その合併直前における法第七十九条第十九項に規定する承継資産価格変動準備金の金額及び同条第二十一項に規定する特定再保険責任準備金の金額（以下この項において「承継資産価格変動準備金等の金額」という。）は、当該合併法人に引き継ぐものとする

。この場合において、当該合併法人が引継ぎを受けた承継資産価格変動準備金等の金額は、当該合併法人がその合併の日において有する同条第十八項の承継資産価格変動準備金又は同条第二十項の特定再保険責任準備金の金額（当該合併法人の当該合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第八項の承継資産価格変動準備金又は同条第十項の特定再保険責任準備金の金額）とみなす。

18 前項又は第八項に規定する合併法人（その合併後において連結法人に該当するものに限る。）の合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該合併の日を含む事業年度後の各連結事業年度）に係る法第七十九条第十九項、第二十一項及び第二十二項並びに第十四項の規定の適用については、当該合併法人は郵便保険会社とみなす。この場合において、当該合併法人の合併の日を含む連結事業年度に係るこれらの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法第七十九条第十九項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額は、前項又は第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた承継資産価格変動準備金の金額とする。

二 法第七百七十九條第二十一項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額は、前項又は第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特定再保険責任準備金の金額とする。

三 法第七百七十九條第十九項及び第十四項の規定の適用については、同条第十九項及び第十四項第二号中「当該連結事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

19 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の特定現物出資の日を含む事業年度の月数又は連結事業年度の月数は、六月とみなして、法人税法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

20 法第七百七十九條第九項及び第十九項並びに第五項第二号及び第十四項第二号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（相続税に係る課税の特例）

第二十条 法第八十条第一項に規定する土地又は土地の上に存する権利で政令で定めるものは、次に掲げる要件を満たすもの（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項に規定する業務（同

条第二項に規定する業務を併せ行っている場合の当該業務を含む。）の用に供されていた部分以外の部分があるときは、当該業務の用に供されていた部分に限る。）とする。

一 法の施行の日（以下「施行日」という。）前から法第百八十条第一項の相続又は遺贈に係る被相続人（以下この条において「被相続人」という。）に係る相続の開始の直前まで引き続き当該被相続人が有していたものであること。

二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に該当しないものであること。

2 法第百八十条第一項第一号に規定する旧公社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものは、同号の旧公社との賃貸借契約の当事者である被相続人又は当該被相続人の相続人が有していた建物とする。

3 法第百八十条第一項第一号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該賃貸借契約に係る郵便局株式会社の営業所、事務所その他の施設（以下この号において「支社等」という。）の名称若しくは所在地又は支社等の長

二 当該賃貸借契約に係る被相続人又は当該被相続人の相続人の氏名又は住所

三 当該賃貸借契約において定められた契約の期間

四 当該賃貸借契約に係る法第百八十条第一項に規定する特定宅地等及び同項第一号に規定する郵便局舎の所在地の行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称又は地番

4 法第百八十条第一項第一号に規定する郵便局株式会社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものは、同号の郵便局株式会社との賃貸借契約の当事者である被相続人又は当該被相続人の相続人が有していた建物とする。

第十四条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（日本郵政公社の解散の登記の嘱託等）

第十七条 法第百六十六条第一項の規定により日本郵政公社が解散したときは、総務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条第一項中「第六条第三項各号」を「第七条第三項各号」に、「第六条第三項第二号」を「第七条第三項第二号」に改め、同項第一号中「第六条第四項第一号」を「第七条第四項第一号」に改め、同項第二号中「第六条第四項第二号」を「第七条第四項第二号」に改め、同条第二項中「第六条第三項第二号」を「第七条第三項第二号」に改め、同項第一号中「第六条第二項第一号」を「第七条第二項第一号」に改め、同項第二号中「第六条第二項第二号」を「第七条第二項第二号」に改め、同条を第十二条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条第一項中「第五条第二項各号」を「第六条第二項各号」に、「第五条第二項第三号」を「第六条第二項第三号」に改め、同項第三号中「第五条第三項第三号」を「第六条第三項第三号」に改め、同条第二項第三号「に改め、同項第五号中「第五条第三項第五号」を「第六条第三項第五号」に改め、同条第二項中「第五条第二項各号」を「第六条第二項各号」に、「第五条第二項第三号」を「第六条第二項第三号」に改め、同項第一号中「第五条第一項第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第五条第一項第二号口」を「第六条第一項第二号口」に改め、同項第四号中「第五条第一項第四号」を「第六条第一項第四号」に改め、同項第六号中「第五条第一項第六号」を「第六条第一項第六号」に改め、同条を

第十一条とし、同条の前に見出しとして「（機構の保険金額等の限度額）」を付する。

第八条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（郵便保険会社についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）

第十条 法第五百五十二条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。

一 法第二百二十四条第一項第二号及び第六号に掲げる法律の規定

二 第四条第一項各号（第六号及び第二十号を除く。）に掲げる法律の規定

2 郵便保険会社についての前項各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律

」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の前の見出しを削り、同条を第六条とし、同条の前に見出しとして「（郵便保険会社の保険金額等の限度額）」を付する。

第四条第一項中「第十一条まで」を「第十三条まで」に改め、同項第一号中「平成十七年法律第二百二号」の下に「。以下「整備法」という。」を加え、同項第三号中「簡易生命保険法施行令（平成二年政令第三百四十号）」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百

三十五号。以下「整備令」という。）第一条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行令（平成二年政令第三百四十号。次号において「旧簡易生命保険法施行令」という。）に改め、同項第四号中「簡易生命保険法施行令」を「旧簡易生命保険法施行令」に改め、同条第二項中「第九条第二項若しくは第十一条」を「第十一条第二項若しくは第十三条」に改め、同条第三項中「第六条第二項若しくは第十条第二項」を「第七条第二項若しくは第十二条第二項」に、「第八条第一項第九号」を「第九条第一項第九号」に改め、同条を第五条とする。

第三条第二項第三号中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）

第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。

- 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項
- 二 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第四百二十二条の九第三項
- 三 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十五条第二項
- 四 産業労働者住宅資金通法（昭和二十八年法律第六十三号）第十条第六項

五 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）第二十条第三項

六 国民年金法第二百二十八条第六項

七 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）第七十二条第二項

八 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第五条第二項

九 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第二項

十 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第三十五条第二項

十一 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第十三条第二項

十二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の四第二項

十三 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十三条第二項

十四 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十八

条第二項

十五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百十三号）第十条第二項

十六 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十七条

第一項

十七 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十条第二項

十八 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十九条第二項

十九 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八

年法律第百十八号）第三十四条第二項

二十 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第十八条第二項

二十一 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十五条第二項及び附則第

十条第三項

二十二 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第二項

二十三 確定拠出年金法第六十一条第二項

二十四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共

済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされ同条第二項の規定により読み替えられた同法附則第二条第一項第一号に

規定する廃止前農林共済法第七十条第二項

二十五 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第十条第二項

二十六 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十四条第三項

二十七 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十六

条第二項

二十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十七条第三項

二十九 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十四号）附則第六条第三

項

三十 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第十二条第二項

三十一 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十四条第二項

三十二 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十二条第二項

三十三 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第四条第二項

三十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十四条第二

項

三十五 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十六条第二項（同法附則第七條第六項において読み替えて適用する場合を含む。）

2 郵便貯金銀行についての前項各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

附則第二条の見出しを削り、同条第一項中「法の施行の日（以下「施行日」という。）」を「施行日」に、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）」を「整備法」に改め、同条を附則第六条とし、同条の前に見出しとして「（郵便法の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七條 旧公社の平成十九年四月一日から始まる事業年度に係る整備法第十四条の規定による改正前の郵便法第七十五条の二第四項に規定する収支の状況の公表は、総務省令で定めるところにより、郵便事業株式会社が行うものとする。

附則第一条の次に次の四条を加える。

(関係法令の適用に関する経過措置)

第二条 施行日前に次の表の第一欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者が旧公社に対してした同表の第三欄に掲げる指定、承認、免許又は許可は、それぞれ、同表の第四欄に掲げる法令の規定により同表の第五欄に掲げる者が法第百六十六条第一項の規定により当該指定、承認、免許又は許可に係る業務等を承継した承継会社等に対してした同表の第六欄に掲げる指定、免許、許可又は認可とみなす。

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
一	健康保険法（大正十一年法律第七十号） 第六十三条第三項第一号	厚生労働大臣	指定	健康保険法第六十三条第三項第一号	厚生労働大臣	指定
二	医師法（昭和二十三年法律第二百一十号） 第十六条の二第一項	厚生労働大臣	指定	医師法第十六条の二第一項	厚生労働大臣	指定
三	整備令第一条の規定による廃止前の日	厚生労働	承認	医療法第七条第	都道府県知	許可

四			
旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第十二条第二項又は第二十七条		本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号。以下「旧公社法施行令」という。）第三十一条において準用する医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条の規定により読み替えられた医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項又は第二項	
大臣		大臣	
厚生労働大臣			
承認			
医療法第十二条第二項又は第二十七条		一項又は第二項	
都道府県知事（診療所は許可があつては、その開設付地が保健所		事	
許可又は			

五	
旧公社法施行令第三十一条において準 用する生活保護法（昭和二十五年法律 第百四十四号）第四十九条	
厚生労働 大臣	
指定	
生活保護法第四 十九条	
都道府県知 事	を設置する 市又は特別 区の区域に ある場合に おいては、 当該保健所 を設置する 市の市長又 は特別区 の区長）
指定	

	六	電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）第四条	総務大臣	免許	電波法第四条	総務大臣	免許
	七	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項	都道府県知事	許可	高压ガス保安法第五条第一項	都道府県知事	許可
	八	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項	公園管理者	許可	都市公園法第五条第一項	公園管理者	許可
十	九	旧公社法施行令第三十一条において準用する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第七十六条の規定により読み替えられた同法第六十一条の三第一項	文部科学大臣	承認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の三第一項	文部科学大臣	許可
		旧公社法施行令第三十一条において準	文部科学	承認	核原料物質、核	文部科学大	認可

用する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条の規定により読み替えられた同法第六十条の八第一項	大臣		燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十条の八第一項	臣	
十一 旧公社法施行令第三十一条において準用する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第五十条の規定により読み替えられた同法第三条第一項又は第十条第二項	文部科学大臣	承認	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三条第一項又は第十条第二項	文部科学大臣	許可
十二 旧公社法施行令第三十一条において準用する母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第五項	厚生労働大臣	指定	母子保健法第二十条第五項	都道府県知事	指定

十三	計量法（平成四年法律第五十一号）第百二十七条第一項		十四	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十二条第一項	
	大臣			厚生労働大臣	
	指定			指定	
	計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第四十一条第四項の規定により都道府県知事に適用があるものとされる計量法第百二十七条第一項			原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十二条	
	都道府県知事			厚生労働大臣	
	指定			指定	

	十五	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十九条第一項	都道府県知事	指定	二条第一項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十九条第一項	都道府県知事	指定
	十六	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十八条第二項	都道府県知事	結核指定医療機関の指定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項	都道府県知事	結核指定医療機関の指定	
十七	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項	都道府県知事	指定	障害者自立支援法第五十四条第二項	都道府県知事	指定		

2 施行日前に旧公社が旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第七条第一項の規定により厚生労働大臣に対して開設の通知をした診療所は、法第百六十六条第一項の規定により当該通知に係る業務等を承継した承継会社等が医療法第七条第一項の規定により開設地の都道府県知事（開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。次項において同じ。）の許可を受けて開設した診療所とみなす。

3 施行日前に旧公社が旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第七条第二項の規定により厚生労働大臣に対して変更の通知をした事項は、法第百六十六条第一項の規定により当該通知に係る業務等を承継した承継会社等が医療法第七条第二項の規定により開設地の都道府県知事の許可を受けて変更した事項とみなす。

4 施行日前に旧公社が次の表の第一欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者に対してした同表の第三欄に掲げる通知又は届出は、それぞれ、法第百六十六条第一項の規定により当該通知又は届出に係る業務等を承継した承継会社等が同表の第四欄に掲げる法令の規定により同表の第五欄に掲げる

者に対してした届出とみなす。

一	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
	旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第八条の二第二項、第九条第一項又は第十五条第三項	厚生労働大臣	通知	医療法第八条の二第二項、第九条第一項又は第十五条第三項	都道府県知事（
					診療所にあつて
					は、その開設地
					が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）

	二 高圧ガス保安法第五条第二項又は同法第二十七条の四第二項において準用する同法第二十七条の二第五項	都道府県知事	届出	高圧ガス保安法第五条第二項又は同法第二十七条の四第二項において準用する同法第二十七条の二第五項	都道府県知事
	三 旧公社法施行令第三十一条において準用する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条の規定により読み替えられた同法第六十一条の五第一項又は第二項	文部科学大臣	届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の五第一項又は第二項	文部科学大臣
	四 旧公社法施行令第三十一条において準用する放射性同位元素等によ	文部科学大臣	届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に	文部科学大臣

る放射線障害の防止に関する法律 第五十条の規定により読み替えら れた同法第十条第五項、第二十 一条第一項若しくは第三項又は第 三十四條第二項	五 下水道法（昭和三十三年法律第七 十九号）第十一条の二第一項又は 第十二条の三第一項	六 電気事業法（昭和三十九年法律第 百七十号）第四十二条第一項又は 第四十三条第三項	七 旧公社法施行令第三十一条におい て準用する建設工事に係る資材の
	公共下水 道管理者	経済産業 大臣	都道府県 知事
	届出	届出	通知
関する法律第十条第五 項、第二十一条第一項 若しくは第三項又は第 三十四條第二項	下水道法第十一条の二 第一項又は第十二条の 三第一項	電気事業法第四十二条 第一項又は第四十三条 第三項	建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法
	公共下水道管理 者	経済産業大臣	都道府県知事

	再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条			律第十条第一項	
八	旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第四条の五の規定により読み替えられた同令第四条の二第一項又は第二項	厚生労働大臣	通知	医療法施行令第四条の二第一項又は第二項	都道府県知事

5 施行日前に旧公社がした次の表の第一欄に掲げる占有又は行為は、それぞれ、法第百六十六条第一項

の規定により当該占有又は行為に係る業務等を承継した承継会社等がした同表の第二欄に掲げる占有又は行為とみなす。

	第一欄	第二欄
一	旧公社法施行令第三十一条において準用する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十五条の規定により道路管理者とした協議に基づく占有	道路法第三十二条第一項の規定により道路管理者がした許可に基づく占有

二	旧公社法施行令第三十一条において準用する都市公園法第九条の規定により公園管理者とした協議に基づく占有	都市公園法第六条第一項又は第三項の規定により公園管理者がした許可に基づく占有
三	旧公社法施行令第三十一条において準用する海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第十条第二項の規定により海岸管理者とした協議に基づく占有	海岸法第七条第一項の規定により海岸管理者がした許可に基づく占有
四	旧公社法施行令第三十一条において準用する下水道法第四十一条の規定により公共下水道管理者又は都市下水路管理者とした協議に基づく行為	下水道法第二十四条第一項の規定により公共下水道管理者がした許可に基づく行為又は同法第二十九条第一項の規定により都市下水路管理者がした許可に基づく行為
五	旧公社法施行令第三十一条において準用する河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第九十五条（同法第一百条	河川法の規定により河川管理者がした許可又は承認に基づく占有又は行

第一項において準用する場合を含む。）の規定により河為 川管理者とした協議に基づく占用又は行為	
---	--

（建築基準法の準用に関する経過措置）

第三条 承継会社等が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定によって建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする建築物であつて施行日前に旧公社法施行令第三十一条において準用する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定により旧公社がその計画を建築主事に通知しているものについては、同法第十八条第一項及び第三項から第二十二項まで（これらの規定を同法第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条第一項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の	承継会社等（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六条第三項に規定する承継会社等
---------	------------------------------	--

				敷地
		第六条から第七条の六まで、第九条から第十条まで及び第九十条の二		
		次項から第二十三項まで		
第十八条第三項		前項の		
		第三項から第二十二項まで		をいう。以下同じ。）の建築物及び建築物の敷地（当該建築物及び当該敷地に係る権利及び義務を同法第百六十六条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本郵政公社（以下この条において「旧公社」という。）から承継したものに限る。）
		第六条から第七条の六まで		
		旧公社又はその委任を受けた者から郵政民営化法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に第六条第一項の規定によつて建		

				第十八条第四項										
				第二項										
				第二項										

項	当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。	承継会社等に交付しなければならない。ただし、建築主事が施行日前に旧公社に対して当該通知書を交付したときは、この限りでない。
第十八条第十三項	第二項 第三項 することができない。	第三項 同項 することができない。この場合において、施行日前に旧公社が当該確認済証の交付を受けたときは、承継会社等が当該確認済証の交付を受けたものとみなす。
第十八条第十四項	国の機関の長等 建築主事に通知しなければならない。 ない。	承継会社等 建築主事に通知しなければならない。ただし、旧公社が施行日前に建築主事に対して当該工事を完了した旨を通知したときは、この限りでない。

	第十八条第十六項	国の機関の長等	承継会社等	い。
	第十八条第十七項	国の機関の長等 建築主事に通知しなければならない。	承継会社等 建築主事に通知しなければならない。ただし、旧公社が施行日前に建築主事に対して当該特定工程に係る工事を終えた旨を通知したときは、この限りでない。	
	第十八条第十九項	国の機関の長等に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。	承継会社等に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付したときは、この限りでない。	

第十八条第二十項	施工してはならない。	施工してはならない。この場合において、施行日前に旧公社が当該中間検査合格証の交付を受けたときは、承継会社等が当該中間検査合格証の交付を受けたものとみなす。
----------	------------	---

（道路運送車両法の適用に関する経過措置）

第四条 法第六十六条第一項の規定により承継会社等が旧公社の権利を承継する場合における当該承継に係る自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車をいう。）の取得に伴う移転登録については、道路運送車両法第百二条の規定は、適用しない。

（国庫納付金の納付に関する経過措置）

第五条 整備法附則第三十七条の規定により従前の例によるものとされる国庫納付金の納付については、旧公社法施行令第四条第一項中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは、「平成二十年一月四日」と、旧公社法施行令第五条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「平成二十年一月十日」とする。

附則に次の八条を加える。

（整備法附則第三十六条及び第四十八条第二項の審議会等で政令で定めるもの）

第八条 整備法附則第三十六条及び第四十八条第二項の審議会等で政令で定めるものは、郵政行政審議会とする。

（恩給負担金の取扱い）

第九条 整備法附則第四十九条に規定する整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で同法の施行後も従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、その全部に相当する金額について、日本郵政株式会社を特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）に規定する特別会計とみなし、同法の規定を準用する。

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

第十条 整備法附則第五十条の規定により承継会社等を国の利害に係る訴訟についての法務大臣の

権限等に関する法律に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	前条の訴訟	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六条第三項に規定する承継会社等（以下「承継会社等」という。）を当事者又は参加人とする訴訟
第二条第二項	行政庁（国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟	前項の訴訟
第五条第一項	行政庁は 当該行政庁	承継会社等は 当該承継会社等

第五条第三項及び 第六条	
行政庁	、当該行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは
承継会社等	承継会社等を当事者又は

第八条本文	
行政庁	第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は前条第三項
承継会社等	第二条第一項若しくは第二項、第五条第一項又は第六条第二項

（郵便窓口業務等受託者が行う業務に関する経過措置）

第十一条 整備法附則第七十四条第一項第八号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 郵便事業株式会社又はその委託を受けた郵便局株式会社から委託又は再委託を受けた貨物（整備法附則第七十四条第一項第三号に規定する総務省令で定めるものに限る。）の交付に関する業務

二 郵便貯金銀行の委託を受けた郵便局株式会社から再委託を受けた銀行代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）に付随する業務（国の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱いに関する業務の代理又は媒介に限る。）

三 郵便保険会社の事務の代行（郵便局株式会社から委託を受けた業務で、総務省令で定めるものに限

る。）

（退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額に関する経過措置）

第十二条 整備法附則第七十九条第二項の規定による納付金については、整備法第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給の実績等を勘案して厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める金額を承継会社が納付するものとする。

2 整備法附則第七十九条第二項の規定による納付金の納付については、整備令第十五条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに關する政令（昭和二十五年政令第六十四号）の規定を準用する。この場合において、同令第一項中「十日（当該四半期開始後支出負担行為の計画及び支払計画の示達を受けたときは、その示達を受けた日以後十日）」とあるのは「十日」と、同令第二項中「翌翌四半期（当該不足額が第三・四半期に係るものであるときは、翌四半期）までに、予算の範囲内で」とあるのは「翌翌四半期（当該不足額が第三・四半期に係るものであるときは、翌四半期）までに」と読み替えるものとする。

（平成十九年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金に関する経過措置）

第十三条 平成十九年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金については、総務大臣は、整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる整備法第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この条において「旧交納付金法」という。）第十三条第六項の規定にかかわらず、旧交納付金法第十三条第三項の規定によつて日本郵政公社が所有する固定資産の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。以下この条において同じ。）を市町村に配分した後において当該配分に係る価格等に錯誤があることを発見した場合、旧交納付金法第九条第二項（整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）若しくは第三項（整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の規定による通知を受けた場合又は旧交納付金法第十三条第五項（整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の規定による配分の調整の申出を受けた場合において、旧交納付金法第十三条第三項の規定によつて配分した固定資産の価格等を修正する必要が生じたときは、当該配分に係る価格等の修正を行い、遅滞なく、これを市町村長に通知す

るとともに、その旨を日本郵政株式会社に通知するものとする。

2 市町村長は、前項の規定による通知を受けた場合には、旧交納付金法第十五条第二項の規定により送付した納付金納額告知書に記載された納付金額（以下この条において「旧納付金額」という。）を修正し、修正した後の納付金額（以下この条において「修正納付金額」という。）を記載した納付金納額告知書を日本郵政株式会社に送付しなければならない。

3 前項の場合において、市町村長は、旧納付金額が修正納付金額に満たないときはその不足金額を日本郵政株式会社から徴収し、旧納付金額が修正納付金額を超えるときはその過納金額を日本郵政株式会社
に還付しなければならない。

4 前項及び整備法附則第九十条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧交納付金法第十六条第二項の規定にかかわらず、市町村長が平成十九年十一月三十日までに第二項の規定により修正納付金額を記載した納付金納額告知書を送付する場合において、日本郵政株式会社が同年十二月三十一日までに納付すべき平成十九年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金の額は、旧納付金額が修正納付金額に満たないときは旧納付金額と修正納付金額

との差額に相当する額を旧納付金額の二分の一に相当する額に加算した額に相当する額とし、旧納付金額が修正納付金額を超えるときは旧納付金額と修正納付金額との差額に相当する額を旧納付金額の二分の一に相当する額から控除した額に相当する額とする。

5 日本郵政株式会社は、第一項の規定による価格等の修正について不服がある場合においては、同項の規定による通知を受けた日から起算して六十日以内に総務大臣に異議を申し出ることができる。

6 前項の規定による異議の申出に対する総務大臣の決定は、その申出のあった日から起算して二月以内にしなければならない。

7 総務大臣は、前項の決定をした場合においては、遅滞なく、その旨を日本郵政株式会社及び当該決定に係る固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

8 市町村長は、前項の規定により固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知を受けた場合には、第二項の規定により送付した納付金納額告知書に記載された修正納付金額を修正し、修正した後の納付金額を記載した納付金納額告知書を日本郵政株式会社に送付するとともに、その過納金額を日本郵政株式会社に還付しなければならない。

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税の申込書等に関する経過措置）

- 第十四条 整備法附則第九十二条第五項の規定により施行日において整備法第六十二条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四条の二又は第四条の三に規定する要件に従って整備法附則第九十二条第四項に規定する預入等をしたものとみなされる同条第五項に規定する旧財産形成住宅貯蓄又は旧財産形成年金貯蓄について、施行日前に提出し、又は作成された整備法第六十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四条の二又は第四条の三の規定及び整備令第三十五条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二条の六から第二条の二十六まで又は第二条の二十八から第二条の三十四までの規定による申込書、申告書その他の書類（帳簿を含む。以下この条において同じ。）は、それぞれ新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三の規定及び整備令第三十五条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第二条の六から第二条の二十六まで又は第二条の二十八から第二条の三十四までの規定により提出し、又は作成された申込書、申告書その他の書類とみなす。
- （整備法附則第一百八条第一項に規定する政令で定める業務等）

第十五条 整備法附則第百八条第一項に規定する政令で定める業務は、整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の規定による郵便貯金の業務、同条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の規定による郵便為替の業務、同条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の規定による郵便振替の業務、旧簡易生命保険法の規定による簡易生命保険の業務、同条の規定による廃止前の日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）第三条第一号から第三号までに掲げる業務、整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律（平成三年法律第三十七号）第一条に規定する外国通貨の両替及び旅行小切手の売買の業務又は整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第三条各号に掲げる業務とする。

2 整備法附則第百八条第一項の規定による届出をしようとする郵便貯金銀行又は機構は、文書その他内閣府令・法務省令で定める方法により、内閣府令・法務省令で定める様式に従って、当該届出をしなければならぬ。

3 整備法附則第百八条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 整備法附則第百八条第一項の規定による届出を行う郵便貯金銀行又は機構の別

二 整備法附則第百八条第一項の規定による届出に係る取引（以下この条において「疑わしい取引」という。）が発生した年月日及び場所

三 疑わしい取引が発生した業務の内容

四 疑わしい取引に係る財産の内容

五 疑わしい取引の相手方の氏名又は名称及び住所又は居所

六 疑わしい取引の届出を行う理由

七 その他内閣府令・法務省令で定める事項

（歳入納付に使用する証券に関する件の一部改正）

第四条 歳入納付に使用する証券に関する件（大正五年勅令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「左二」を「次二」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「呈示期間若八有効期間」を「提示期間」に改める。

第二条中「呈示期間内又ハ有効期間内ニ呈示シ」を「提示期間内ニ提示シ」に改める。

（恩給給与規則の一部改正）

第五条 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二章ノ二を削る。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

第二十七条及び第二十八条 削除

第二十九条ノ二第一項中「恩給証書」の下に「（裁定告知書ヲ含ム以下同ジ）」を加える。

第三十六条第二項を削る。

第三十七条第三項を削る。

（小切手法の適用につき銀行と同視すべき人又は施設を定めるの件の一部改正）

第六条 小切手法の適用につき銀行と同視すべき人又は施設を定めるの件（昭和八年勅令第三百二十九号）

の一部を次のように改正する。

本則中「左二」を「次二」に改め、「郵便局」を削る。

（予算決算及び会計令臨時特例の一部改正）

第七条 予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号を削る。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第八条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項及び第七条第一項第四号中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。

第四十八条の二第一項第二号中「郵便局」を「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この号において同じ。）の営業所及び郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。）」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第九条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十五条中「日本郵政公社以外の」を削る。

第百五十五条の二を削る。

第百五十六条第一項第一号中「小切手又は」を「小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は」に、「小切手で」を「小切手等で」に、「提示期間」を「権利の行使のため定められた期間」に、「提示を」を「提示又は支払の請求を」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「規定する小切手」を「掲げる証券」に改める。

第百六十八条第一項中「（日本郵政公社を除く。次項及び第三項において同じ。）」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第二百二十三条の二第一項中「（日本郵政公社を除く。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二百二十四条第二項の表第百五十五条の項中「日本郵政公社以外の」を削り、同表第百五十五条の二の項を削り、同条第三項の表中「、第百五十五条の二」を削る。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第十条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条の六第一項中「、預貯金等」を「及び預貯金等」に改め、「及び郵便貯金（所得税法第九条の二第二項に規定する郵便貯金をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第二項中「、預貯金等及び郵便貯金」を「及び預貯金等」に改める。

（地方財政法施行令の一部改正）

第十一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第十三条第一号口中「及び日本郵政公社有資産所在市町村納付金」を削る。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第十二条 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁」を「及び特定独立行政法人の長」に改める。

（登記手数料令の一部改正）

第十三条 登記手数料令（昭和二十四年政令第四百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「第五十八条に規定する書留をいう。以下この項において同じ。」、速達（同法第六十条に規定する速達をいう。以下この項において同じ。）又は同法第五十七条第一項に規定する郵便物の特殊取扱（書留及び速達を除く。）を「第四十五条に規定する書留をいう。」又は同法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱」に改める。

（労働組合法施行令の一部改正）

第十四条 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「、国有林野事業（」を「若しくは国有林野事業（」に改め、「若しくは日本郵政公社」を削り、「、国有林野事業職員」を「又は国有林野事業職員」に改め、「又は日本郵政公社職員（同

項に規定する日本郵政公社職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十三条の二第一項中「、日本郵政公社と日本郵政公社職員との間に発生した紛争」を削る。

第二十六条の二第一号及び第三号中「、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員」を「又は国有林野事業職員」に改める。

第二十八条の見出し及び第二十九条第四項中「、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」を「及び国有林野事業職員」に改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する政令の一部改正）

第十五条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する政令（昭和二十五年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する政令

第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削り、第一項に項番号を付し、同項中「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律」を「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」に改める。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第十六条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九十条第二項中「、特定地方独立行政法人」を「若しくは特定地方独立行政法人」に改め、「若しくは日本郵政公社」を削る。

第百九条の五中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

第百二十九条第九項中「郵便局」を「郵便事業株式会社」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第十七条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第四号中「郵便局に」を「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項

に規定する郵便局（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。第九条の九の二第一項第四号において同じ。）に「」に改める。

第九条の九の二第一項第四号中「郵便局に」を「郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局に」に改める。

第二十五条第一項第四号中「郵便局において還付金の」を「郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。）において」に改める。

第三十六条の三第一項中「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改め、同項第五号中「郵便貯金法第四条第一項に規定する」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものと

される同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法第七条第一項各号に規定する郵便貯金の周知宣伝に必要な」に改め、同項第六号中「簡易生命保険法第一百一条第一項に規定する」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第二条に規定する簡易生命保険の保険契約者、被保険者及び保険金受取人の福祉を増進するため必要な」に改める。

第四十九条の二の二第一項を削り、同条第二項第二号中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第五十六条の四十の二の次に次の一条を加える。

（法第七百一条の三十四第三項第二十五号の二の施設）

第五十六条の四十の三 法第七百一条の三十四第三項第二十五号の二に規定する郵便事業株式会社に係る政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 郵便物の送達のに供する施設で総務省令で定めるもの
- 二 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条に規定する郵便切手類の

販売又は印紙の売りさばきの用に供する施設

2 法第七百一条の三十四第三項第二十五号の二に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める施設は、

郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務又は印紙の売りさばき（以下この項において「郵便窓口業務等」という。）の用に供する施設（当該施設が郵便窓口業務等の用と郵便窓口業務等以外の業務の用とに併せて供される場合には、当該施設のうち郵便窓口業務等の用に供するものとして総務省令で定める部分に限る。）とする。

附則第十一条に次の二項を加える。

75 法附則第十五条第五十七項に規定する郵便事業株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる

固定資産以外の固定資産とする。

一 宿舍の用に供する固定資産

二 職員の福利及び厚生の用に供する固定資産

三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付けている固定資産

四 職員の研修の用に供する固定資産

五 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第三項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて営む業務（貨物自動車運送事業法第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業の業務を除く。）の用に専ら供する固定資産

六 遊休状態にある土地及び家屋（郵便事業株式会社法第三条に規定する業務の用に供するもの（前各号に掲げるもの以外のものに限る。）として建設計画が確定しているものを除く。）

76 法附則第十五条第五十七項に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

- 一 宿舍の用に供する固定資産
- 二 職員の福利及び厚生の用に供する固定資産
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付けている固定資産
- 四 職員の研修の用に供する固定資産
- 五 遊休状態にある土地及び家屋（郵便局株式会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務の用に供するもの（前各号に掲げるもの以外のものに限る。）として建設計画が確定しているものを除く。）

（建築基準法施行令の一部改正）

第十八条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十条の四第一号中「郵便局」を「郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設」に改める。

第百三十条の五の四第一号及び第百三十条の七の二第一号中「郵便局」を削る。

（領事官の徴収する手数料に関する政令の一部改正）

第十九条 領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「日本郵政公社において支払う国庫の支弁に属する恩給又は」を「国庫の支弁に属する恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による年金又は国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）若しくは同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による」に、「同項」を「第一

項」に改める。

(公認会計士法施行令の一部改正)

第二十条 公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の四中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

(地方公営企業法施行令の一部改正)

第二十一条 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同項第一号中「小切手又は」を「小切手等(小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。)又は」に、「小切手で」を「小切手等で」に、「呈示期間」を「権利の行使のため定められた期間」に、「呈示を」を「提示又は支払の請求を」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「規定する小切手」を「掲げる証券」に改め、同条第三項中「支払の呈示期間内又は有効期間内に呈示し」を「その権利の行使のため定められた期間内に提示し」に、「はじめから」を「初めから」に、「すみやかに」を「速やかに」に改

める。

第二十二条中「、日本郵政公社」を削り、「これら」を「これ」に改める。

（道路法施行令の一部改正）

第二十二条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十七条第一項中「第二十二条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第三十九条第二項第六号中「第十九条第三項第六号」を「第十九条第三項第五号」に改める。

（農林漁業金融公庫法施行令の一部改正）

第二十三条 農林漁業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「郵便振替とし、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

（中小企業金融公庫法施行令の一部改正）

第二十四条 中小企業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「郵便振替とし、」を削る。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第二十五条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び日本郵政公社」を削る。

第五条の二に次の一号を加える。

三十七 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第百六十九条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の職員としての在職期間

第九条の二第二十号中「日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号)」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)第二条第十二号の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号。第八十九号において「旧日本郵政公社法施行法」という。)」に改め、同条第八十九号中「日本郵政公社法施行法」を「旧日本郵政公社法施行法」に改め、同条に次の二号を加える。

百三十一 郵便事業株式会社

百三十二 郵便局株式会社

第九条の四第三十六号を次のように改める。

三十六 郵政民営化法第百六十六条第一項の規定により解散した旧日本郵政公社

別表第一イの表備考及び口の表備考第一号中「、特定独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定独立行政法人」に改める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第三条第三項」を「第三条第五項」に、「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

第四十条中「第十七条第五号」を「第十七条第四号」に改める。

（関税法施行令等の一部改正）

第二十七条 次に掲げる政令の規定中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

一 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十六条第一項、第六十七条、第六十七条の二及び第六十八条

二 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第四条及び第六条

三 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）第二条第一号ト

四 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）第一条第八号

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二十八条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「、独立行政法人通則法」を「若しくは独立行政法人通則法」に改め、「若しくは日本郵政公社の非常勤の職」を削る。

第五十九条の五第一項中「、日本郵政公社の職」を削る。

別表第十中第六十五号を第六十七号とし、第六十四号の次に次の二号を加える。

六十五 郵便事業株式会社

六十六 郵便局株式会社

(土地区画整理法施行令の一部改正)

第二十九条 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第二十四号を削り、同条第二項中「、日本郵政公社」を削る。

(輸出入取引法施行令等の一部改正)

第三十条 次に掲げる政令の規定中「又は郵便貯金」を削る。

一 輸出入取引法施行令(昭和三十年政令第二百四十四号)第八条第二号

二 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第十六条第一項第一号

三 石炭鉱業年金基金法施行令(昭和四十二年政令第二百七十六号)第十六条第一項第一号

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年政令第三百二十四号)第二

十二条第二号

五 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令(平成十年政令第二百三十五号)第四条第一号

六 独立行政法人農業者年金基金法施行令(平成十五年政令第三百四十三号)第九条第一項第二号

(地方財政再建促進特別措置法施行令の一部改正)

第三十一条 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項第一号口中「及び日本郵政公社有資産所在市町村納付金」を削る。

第十二条の二中「及び独立行政法人住宅金融支援機構」を「、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改める。

第十二条の三（見出しを含む。）中「公社等」を「会社等」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令（昭和三十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国有資産等所在市町村交付金法施行令

第一条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

第一条の三（見出しを含む。）中「第二条第三項第五号」を「第二条第二項第五号」に改める。

第一条の四の見出しを「（法第二条第二項第八号の固定資産）」に改め、同条中「第二条第三項第八号」を「第二条第二項第八号」に改め、同条第五号中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第二条の見出しを「（法第二条第三項の固定資産）」に改め、同条中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改め、同条第一号中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号」に改める。

第二条の二を削る。

第三条中「第十八条第五項」を「第十四条第四項」に、「第十条」を「第八条」に、「第十一条第一項」を「第九条第一項」に、「第十二条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第四条の見出し中「又は市町村納付金の納付」を削り、同条中「又は日本郵政公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）の納付」及び「それぞれ」を削る。

第五条の見出し中「又は都道府県納付金の納付」を削り、同条中「又は日本郵政公社有資産所在都道府県納付金（以下「都道府県納付金」という。）の納付」及び「それぞれ」を削る。

第六条中「若しくは市町村納付金」及び「若しくは都道府県納付金」を削り、「交付又は納付」を「交付」に改め、「又は納付金額」を削り、「若しくは地方公共団体又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改める。

第十条中「第十八条第五項」を「第十四条第四項」に、「第十条」を「第八条」に、「第十一条第二項」を「第九条第二項」に、「第十二条第四項又は法」を「第十条第四項又は」に、「第十二条第一項」を「第十条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十二条」に、「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第十一条（見出しを含む。）及び附則第九項（見出しを含む。）中「第二十六条」を「第二十条」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十三項の規定に基づく政令の一部改正）

第三十三条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十三項の規定に基づく政令（昭和三十一年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国有資産等所在市町村交付金法附則第十三項の規定に基づく政令

第一項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第三十四条 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「及び法」を「並びに法」に、「第二十二条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第三項中「及び法」を「並びに法」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三十五条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の三を次のように改める。

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に係る限度額の特例）

第二条の三 法第三条の四の規定の適用がある場合における所得税法施行令第四十条及び第四十一条第二項の規定の適用については、これらの規定中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

第二条の四第二項中「若しくは同項第二号」を「又は同項第二号」に改め、「又は日本郵政公社」を削り、同条第五項中「郵便局その他の財務省令で定めるもの」を「生命保険会社又は損害保険会社の営業所又は事務所」に、「郵便局その他の営業所等」を「生命保険会社等の営業所等」に改める。

第二条の五第一項中「生命保険会社」の下に「、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を加え、同条第二項中「若しくは日本郵政公社」を削る。

第二条の九第一項中「及び日本郵政公社」を削る。

第二条の二十二第一項中「若しくは同一」を「又は同一」に改め、「又は他の郵便局」を削る。

第二条の二十七中「若しくは日本郵政公社」、「若しくは定額郵便貯金」及び「、定期郵便貯金」を削る。

第二条の三十一の表第二条の十一第四項の項中「簡易生命保険法」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」に改める。

第十九条第八項中「次に掲げる」を「国又は地方公共団体に対する」に、「譲渡（同号に規定する譲渡

をいう。以下この項において同じ。）」を「同号に規定する譲渡」に改め、同項各号を削る。

第二十条の二第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十五条の九第七項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十八条の四第十一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十八条の五第五項中「次に掲げる」を「国又は地方公共団体に対する」に改め、「以下この項及び」を削り、同項各号を削る。

第三十九条の九十八第五項中「第三十八条の五第五項各号に掲げる」を「第三十八条の五第五項に規定する」に改める。

第四十条の二第一項中「（同項に規定する国の事業の用に供されている宅地等に係る不動産の貸付けを除く。）」を削り、同条第二項中「若しくは居住の用に供されていた宅地等又は国の事業の用に供されている」を「又は居住の用に供されていた」に、「若しくは居住の用又は国の事業の用」を「又は居住の用」に改め、「並びに国の事業の用」を削り、同条第三項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同条第六項中「、同項第三号に掲げる国営事業用宅地等又は同項第四号」を「又は同項第三号」に改め、同条第八

項を削り、同条第九項中「第六十九条の四第三項第四号」を「第六十九条の四第三項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第六十九条の四第三項第四号」を「第六十九条の四第三項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第六十九条の四第三項第四号」を「第六十九条の四第三項第三号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第四十条の二第十三項」を「第四十条の二第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第四十条の二第十三項」を「第四十条の二第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とする。

第四十条の二の二第六項及び第八項中「前条第九項」を「前条第八項」に改め、同条第九項第一号水中「第六十九条の四第三項第四号」を「第六十九条の四第三項第三号」に改める。

（特定多目的ダム法施行令及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部改正）

第三十六条 次に掲げる政令の規定中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

一 特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）第六条

二 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）第三条第一項第一号

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第三十七条 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二十二条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

（旧国会議員互助年金法施行令の一部改正）

第三十八条 国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第四百十三号。附則第二十三条において「旧国会議員互助年金法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 互助年金等の支給に関する通知（第二十條の二）」を削る。

第二章の二を削る。

第二十一条及び第二十二條を次のように改める。

第二十一条及び第二十二条 削除

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三十九条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、「公社」」を削り、「若しくは「特例継続掛金」を「、「特例継続掛金」、「郵政会社等」若しくは「日本郵政共済組合」に、「若しくは附則第十三条の三第四項」を「、附則第十三条の三第四項、附則第二十条の三第二項若しくは附則第二十条の四第一項」に改め、「公社」を削り、「若しくは特例継続掛金」を「、特例継続掛金、郵政会社等若しくは日本郵政共済組合」に改める。

第二条第二項第四号中「、特定独立行政法人及び公社」を「及び特定独立行政法人」に改める。

第五条第三項第十号を削る。

第八条第一項第一号及び第九条の三第一項第一号中「又は郵便貯金」を削る。

第十一条の二を削り、第十一条の二の二を第十一条の二とする。

第十一条の三の十第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十一条の十第七項中「又は公社の総裁」を削る。

第十二条の三第一項第一号中「（公社に属する職員をもつて組織する組合を除く。）」を削り、同項第五号を削り、同条第三項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第五号を削る。

第十二条の五第五項を削る。

第十三条第一項中「、公社」を削り、同条第二項中「、公社」及び「又は第五項」を削る。

第四十三条第一項第三十三号中「日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号。第七十五号において「旧公社法施行法」という。）」に改め、同項第七十五号中「日本郵政公社法施行法」を「旧公社法施行法」に改める。

第四十五条の二第二項の表法第五条第一項の項中「又は公社の総裁」を削り、同表法第八条第一項の項中「又は公社の総裁」及び「又は公社の所属の職員」を削り、同表法第八条第二項の項中「及び公社の総裁」を削り、同表法第十二条第一項の項中「、特定独立行政法人の長又は公社の総裁」を「又は特定独立行政法人の長」に、「、特定独立行政法人又は公社」を「又は特定独立行政法人」に改め、同表法第九十

九条第二項の項及び法第九十九条第五項の項中「又は公社」を削り、同表法第二百二条第一項の項及び法第二百二条第四項の項中「公社」を削り、同表法第二百二十六条の五第二項の項中「又は公社」を削り、同条第三項中「又は公社の総裁」及び「公社」を削る。

第五十条及び附則第六条の二の二中「又は公社」を削る。

附則第八条第五項中「公社」を削る。

附則第二十八条第二項中「若しくは独立行政法人国立病院機構又は公社」を「又は独立行政法人国立病院機構」に改める。

附則第三十四条の二を次のように改める。

（郵便貯金銀行等の組織の再編成）

第三十四条の二 法附則第二十条の三第二項第四号二及び同項第五号二に規定する政令で定める組織の再編成は、事業の全部若しくは一部の譲渡、合併又は会社分割の行為とする。

附則第三十四条の二の次に次の四条を加える。

第三十四条の二の二 法附則第二十条の三第二項第四号二に掲げる組織の再編成後の法人（この項の規定

により同号二に掲げる組織の再編成後の法人とみなされる法人を含む。）であつて同号の規定により財務大臣が定めたものが事業の全部若しくは一部の譲渡、合併又は会社分割を行つたときは、当該事業の全部若しくは一部を譲り受けた法人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は会社分割により当該事業を承継した法人を同号二に掲げる組織の再編成後の法人とみなして同号の規定を適用する。

2 前項の規定は、法附則第二十条の三第二項第五号二に掲げる組織の再編成後の法人であつて同号の規定により財務大臣が定めたものについて準用する。

（郵政会社等役職員の取扱い等）

第三十四条の二の三 郵政会社等役職員（法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員をいう。第五項において同じ。）については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて期末手当等とする。

- 2 法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下この条において「管理機構」という。）が毎年度において負担すべき金額は、当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する管理機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の割合を乗じて得た金額とする。この場合において、第十二条の三第三項の規定の適用については、同項第一号中「定める金額」とあるのは、「定める金額及び附則第三十四条の二の三第二項に定める金額」とする。
- 3 管理機構は、法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額を、当該事業年度における基礎年金拠出金の納付の状況を勘案して日本郵政共済組合に払い込むものとする。

- 4 前項の規定により管理機構が日本郵政共済組合に払い込んだ金額と法附則第二十条の三第四項の規定

により読み替えて適用する法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により当該事業年度において管理機構が負担すべき金額との調整は、当該事業年度の翌々年度までの連合会の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において管理機構が払い込むことにより行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、郵政会社等役職員についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条の十第七項	各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）	各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は郵政会社等を代表する者（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第八条第一項に規定する郵政会社等を代表する者をい

		う。
第十三条	特定独立行政法人	特定独立行政法人、郵政会社等
附則第八条第五項	国立大学法人等	国立大学法人等若しくは郵政会社等
附則第二十八条第二項	又は独立行政法人国立病院機構	若しくは独立行政法人国立病院機構 又は日本郵政株式会社

（適用法人の要件等）

第三十四条の二の四 法附則第二十条の七第一項に規定する政令で定める要件は、同項の承認の際、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 新たに設立される法人で郵政会社等と密接な関係を有する業務を行うものと認められること。
- 二 法附則第二十条の七第一項に規定する承認を受けようとする法人（以下この項において「承認申請法人」という。）が株式会社であるときは当該承認申請法人の発行済株式の総数の三分の二以上に当たる株式が郵政会社等により保有されていると認められること又は承認申請法人が株式会社以外の法人であるときは当該承認申請法人が郵政会社等とこれに準ずる密接な関係にあると認められること。

三 郵政会社等に使用され、かつ、郵政会社等から給与を受ける者（郵政会社等の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）又は適用法人（法附則第二十条の八第一項に規定する適用法人をいう。以下この号及び次条において同じ。）に使用され、かつ、当該適用法人から給与を受ける者（当該適用法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）から引き続き承認申請法人に使用され、かつ、当該承認申請法人から給与を受ける者（当該承認申請法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。以下この号において同じ。）となるものの数が当該承認申請法人に使用され、かつ、当該承認申請法人から給与を受ける者の総数の四分の三以上になると認められること。

2 前項に規定する要件に該当する法人を設立しようとする者で法附則第二十条の七第一項に規定する承認を受けようとするものは、財務省令で定めるところにより、財務省令で定める書類を添えて、財務大臣に申請しなければならない。

（適用法人に使用される者の報酬等）

第三十四条の二の五 適用法人に使用される者である日本郵政共済組合の組合員については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める

給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて期末手当等とする。

（廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令及び森林組合財務処理基準令の一部改正）

第四十条 次に掲げる政令の規定中「若しくは」を「又は」に改め、「又は郵便貯金」を削る。

一 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号。附則第十九条第三号において「廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令」という。）第十九条の二第一項第一号

二 森林組合財務処理基準令（昭和五十三年政令第二百八十七号）第五条第一号

（お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部改正）

第四十一条 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「日本郵政公社（以下「公社」を「郵便事業株式会社（以下「会社」に改める。

第二条第一項及び第三条中「公社」を「会社」に改める。

（国民年金法施行令の一部改正）

第四十二条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十三号を削る。

第二条第一項第七号中「老齢福祉年金」の下に「（老齢特別給付金を含む。以下同じ。）」を加える。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第四十三条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号を削り、同表第二号中「独立行政法人メディア教育開発センター」の下に「、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を加え、同号を同表第一号とし、同表中第三号を第二号とし、第

四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

（児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第四十四条 次に掲げる政令の規定中「印鑑又は」を削り、「若しくは支払郵便局」を「又は支払方法」に改める。

一 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第二百三十六号）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第六条第五号

二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）第十三条第五号（国税通則法施行令の一部改正）

第四十五条 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項第三号中「郵便局」を「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項（

定義）に規定する郵便局（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条（定義）に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項（定義等）に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。）に改める。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第四十六条 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の四中「、郵便貯金」を削る。

第三条の五第一項第一号中「又は郵便貯金」を削る。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第四十七条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第七項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第六項」を削る。

第四十三条第四項中「又は日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金（以下この項及び次項において「政

府資金」という。）」を削り、「政府資金の」を「財政融資資金の」に改め、同条第五項中「政府資金」を「財政融資資金」に改める。

（国の利害に係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令等の一部改正）

第四十八条 次に掲げる政令の規定中「、日本郵政公社」を削る。

一 国の利害に係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める

政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）本則

二 地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）第一条

三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第一条

（激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正）

第四十九条 激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「又は日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規

定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金（以下この条において「政府資金」という。）を削り、「政府資金の」を「財政融資資金の」に、「（昭和二十二年法律第九号）」を「

（昭和二十三年法律第九号）」に改め、同条第二項中「政府資金」を「財政融資資金」に改める。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第五十条 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表日本郵政公社の項を次のように改める。

日本郵政共済組合	国家公務員共済組合法	
----------	------------	--

（旧市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第五十一条 市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の十二第一項の表第百五十五条の項中「日本郵政公社以外の」を削り、同表第百五十五条の二の項を削る。

（所得税法施行令の一部改正）

第五十二条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

「第三節 障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税（第三十条の二―第三十条の十六）

目次中 第四節 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（第三十一条―第五十条）

「第
第

第五節 公共法人等及び公益信託等に係る非課税（第五十条の二―第五十一条の五）」

三節 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（第三十一条―第五十条）

に改める。

四節 公共法人等及び公益信託等に係る非課税（第五十条の二―第五十一条の五）」

第十条第一項第一号中「第三十条の三第十七号」を「第三十一条の二第十七号」に改める。

第一編第二章第三節を削る。

第三十一条第三号中「次条第一号」を「第三十二条第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（障害者等の範囲）

第三十一条の二 法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める

個人は、次に掲げる者とする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十五条第二号（給付の種類）に掲げる障害基礎年金を受けている者

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条第二号（保険給付の種類）に規定する障害厚生年金を受けている者又は同条第三号に掲げる遺族厚生年金を受けている同法第五十九条第一項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者

三 国家公務員共済組合法第七十二条第一項第二号（長期給付の種類等）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族共済年金を受けている同法第二条第一項第三号（定義）に規定する遺族（妻に限る。）である者

四 地方公務員等共済組合法第七十四条第二号（長期給付の種類）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同条第四号に掲げる遺族共済年金を受けている同法第二条第一項第三号（定義）に規定する遺族（妻に限る。）である者

五 私立学校教職員共済法第二十条第二項第二号（給付）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族共済年金を受けている同法第二十五条（国家公務員共済組合法の準用）におい

て準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族（妻に限る。）である者

六 恩給法第二条第一項（恩給の種類）に規定する増加恩給を受けている者又は同項に規定する扶助料を受けている同法第七十二条第一項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者

七 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第一項第六号（業務災害に関する保険給付の種類）に掲げる傷病補償年金、同法第十五条第一項（障害補償給付）に規定する障害補償年金、同法第二十二條の三第二項（障害給付）に規定する障害年金若しくは同法第二十三条第一項（傷病年金）に規定する傷病年金を受けている者又は同法第十六条（遺族補償給付）に規定する遺族補償年金若しくは同法第二十二條の四第二項（遺族給付）に規定する遺族年金を受けている同法第十条の二第一項（遺族）（同法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する遺族（妻に限る。）である者

八 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十条第一項若しくは第二項（障害年金の支給事由）に規定する障害年金を受けている者又は同法第五十条（遺族年金の支給事由）に規定する遺族年金を受けている同法第二十三条第一項及び第二項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者

九 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第九条第三号（補償の種類）に掲げる傷病補償年金若しくは同条第四号イに掲げる障害補償年金を受けている者又は同条第六号イに掲げる遺族補償年金を受けている同法第十六条第一項（遺族補償年金）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二十五条第一項第三号（補償の種類等）に掲げる傷病補償年金若しくは同項第四号イに掲げる障害補償年金を受けている者又は同項第六号イに掲げる遺族補償年金を受けている同法第三十二条第一項（遺族補償年金）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十一 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三条第一項第二号（補償給付の種類等）に掲げる障害補償費を受けている者又は同項第三号に掲げる遺族補償費を受けている同法第三十条第一項（遺族補償費を受けることができる遺族の範囲及び順位）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十二 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第一号

イ若しくは第二号イ（業務の範囲）に規定する障害年金を受けている者又は同項第一号イ若しくは第二号イに規定する遺族年金を受けている同法第十六条第一項第四号（副作用救済給付）若しくは第二十条第一項第四号（感染救済給付）に定める遺族（妻に限る。）である者

十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第五条第一号（援護の種類）に規定する障害年金を受けている者又は同条第二号に規定する遺族年金若しくは遺族給与金を受けている同法第二十四条（遺族の範囲）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十四 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項（支給要件）に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の母である者

十五 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項第三号若しくは第二項第三号（給付の種類）に掲げる障害年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族年金を受けている同号に規定する遺族（妻に限る。）である者

十六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第十七条（支給要件）に規定する障害児福祉手当又は同法第二十六条の二（支給要件）に規定する特別障害者手当を受け

ている者

十七 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の事務）の指定都市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

十八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項（精神障害者保健福祉手帳の交付）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第一項（医療特別手当の支給）に規定する医療特別手当、同法第二十五条第一項（特別手当の支給）に規定する特別手当、同法第二十六条第一項（原子爆弾小頭症手当の支給）に規定する原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項（健康管理手当の支給）に規定する健康管理手当又は同法第二十八条第一項（保健手当の支給）に規定する保健手当の支給を受けている者

二十 戦傷病者特別援護法第四条（戦傷病者手帳の交付）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けてい

る者

二十一 前各号に掲げる者に準ずる者として財務省令で定める者

第三十二条中「預貯金の受入れ」の下に「若しくは信託の引受け」を加える。

第四十一条の二第一項を次のように改める。

法第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める書類は、障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類（当該いずれかの書類に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合には、当該いずれかの書類及び当該障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類）とする。

第四十一条の二第二項中「において準用する第三十条の九第一項」を削る。

第四十三条第一項中「において準用する第三十条の九第一項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）」を削り、同条第二項中「受入れ」の下に「又は引受け」を加える。

第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「受入れ」の下に「又は引受け」を加え

る。

第一編第二章第四節を同章第三節とする。

第五十一条第一号中「並びに日本郵政公社」を削る。

第五十一条の二第一項第一号中「及び郵便局」を削る。

第一編第二章第五節を同章第四節とする。

第二百六十七条第一項第一号中「郵便局」を「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項（定義）に規定する郵便局（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条（定義）に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項（定義等）に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行ふものに限る。）」に改める。

第二百八十条第二項第七号中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削る。

第三百三十五条第一項第一号中「、郵便貯金法第七条第一項第一号（郵便貯金の種類）に規定する通常郵便貯金」を削る。

第三百三十六条第一項中「ものとし、当該支払事務の取扱いをするものが郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項（施設の設置）に規定する委託事務を行う施設を含む。次項第一号において同じ。）である場合には、当該郵便局の長とする」を削り、同条第二項第一号中「の営業所、事務所その他これらに準ずるもの及び郵便局」を削り、「金融機関の営業所等」を「金融機関」に、「において当該」を「の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条、第三百三十九条及び第三百三十九条の二において「営業所等」という。）において当該」に改め、同項第三号中「（第一号に規定する財務省令で定める者及び日本郵政公社をいう。以下この号及び第七号において同じ。）」を削り、同条第五項中「第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）」を削る。

（法人税法施行令の一部改正）

第五十三条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条の七第四号口を削り、同号八を同号口とする。

（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）

第五十四条 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号中「及び本州四国連絡高速道路株式会社」を「、本州四国連絡高速道路株式会社、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社」に改め、同号を第五号とする。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第五十五条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び独立行政法人住宅金融支援機構」を「、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改める。

（厚生年金基金令及び確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第五十六条 次に掲げる政令の規定中「、郵便貯金」を削る。

一 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第四十条

二 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第七十条

(登録免許税法施行令の一部改正)

第五十七条 登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第五号を次のように改める。

五 当該請求に係る登録免許税の還付のための支払を受けようとする銀行又は郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第二項(定義)に規定する郵便局(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条(定義)に規定する郵便貯金銀行を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十六項(定義等)に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。次項第五号において「郵便局」という。の名称及び所在地

第三十一条第三項第五号中「還付場所として希望する銀行(還付のため振込みを希望する預貯金口座があるときは、当該口座を含む。)」を「還付のための支払を受けようとする銀行」に改める。

(都市計画法施行令の一部改正)

第五十八条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第十一号中「郵便事業」を「郵便事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第一項第一号に掲げる業務」に改める。

（自動車重量税法施行令の一部改正）

第五十九条 自動車重量税法施行令（昭和四十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第八号を次のように改める。

八 当該請求に係る自動車重量税の還付のための支払を受けようとする銀行又は郵便局株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第二条第二項（定義）に規定する郵便局（郵政民営化法（平成十七年法律第九十九号）第九十四条（定義）に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十条第十六項（定義等）に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。）の名称及び所在地

（児童手当法施行令の一部改正）

第六十条 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「及び日本郵政公社」を削る。

(勤労者財産形成促進法施行令の一部改正)

第六十一条 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び郵便貯金（郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金を除く。）」を削る。

第十三条の十一第三号中「簡易生命保険法」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」に改める。

第四十二条第一項第一号中「及び日本郵政公社」及び「（日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同項第二号中「及び日本郵政公社」及び「又は生命保険会社等（日本郵政公社に限る。」

以下この号において同じ。）を削り、「又は生命保険会社等が当該調達」を「が当該調達」に改め、「

（日本郵政公社については、日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第五条の規定により日本郵政公社が承継した雇用・能力開発債券等を含む。以下この号において同じ。）を削る。

(沖縄の復歸に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第六十二条 沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第三項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令」を「国有資産等所在市町村交付金法施行令」に改める。

（沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正）

第六十三条 沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を削る。

第八条第一項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第二項」に改め、「郵便振替とし、又は」を削り、同条第二項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第二項」に改める。

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第六十四条 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、土地開発公社及び日本郵政公社」を「及び土地開発公社」に改める。

（文化財保護法施行令の一部改正）

第六十五条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、日本郵政公社」を削り、「本州四国連絡高速道路株式会社」の下に「、郵便局株式会社、郵便事業株式会社」を加える。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第六十六条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号を削り、同項第二号中「独立行政法人メディア教育開発センター」の下に「、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を加え、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正）

第六十七条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項ただし書中「郵便により」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務であつて経済産業省令で定めるものにより」に、「郵便局」を「郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）」に改め、「その郵便物」の下に「若しくは信書便法第二条第三項に規定する信書便物」を加え、「明りよう」を「明瞭^{じょうりょう}」に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第六十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二第一項中「第九十九条第三項」の下に「（共済法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第五号中「日本郵政公社 当該年度」を「独立行政法

人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 当該年度」に、「日本郵政公社に属する職員をもつて組織する組合の」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の職員である」に改める。

第六十九条第四項中「又は独立行政法人国立病院機構」を「、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改め、同条第五項を削る。

（研究交流促進法施行令の一部改正）

第六十九条 研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「並びに日本郵政公社の総裁」を削る。

（消費税法施行令の一部改正）

第七十条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「別表第一第五号ホ」を「別表第一第五号ニ」に改める。

（前払式証票の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第七十一条 前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

（国民年金基金令の一部改正）

第七十二条 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「、国民年金基金連合会」を「及び国民年金基金連合会」に改め、「及び日本郵政公社」を削り、同条第二項中「、日本郵政公社」を削る。

第三十条の四中「、郵便貯金」を削る。

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第七十三条 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「、郵便貯金」を削る。

第二十二条第一項第一号及び第二項第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は郵便貯金」を削る。

（保険業法施行令の一部改正）

第七十四条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第七号」に改める。

第四十七条の三第一項第三号中「（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第五条第二項後段の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社（次項において「公社」という。）に係るものを除く。）」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「、第二項に規定する長官権限及び第三項各号」を「及び第二項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正）

第七十五条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十八号及び第五条第一項第十六号中「郵便局、」を削る。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第七十六条 次に掲げる政令の規定中「又は公社の総裁」を削る。

一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十三条第四項の表第十一条の十第七項の項

二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）第十二条第二項の表国家公務員共済組合法施行令の項

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部改正）
第七十七条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、「郵便局等」」及び「、「郵便局等」」を削る。

第三条の見出しを「（金融機関の営業所等の長による預金等の口座に係る氏名又は名称及び住所の確認）」に改め、同条中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改め、「又は郵便局等の長」を削り、「営業所等又は郵便局等」を「営業所等」に改め、「（同号に規定する財務省令で定める口座を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

第五条第二項及び第三項並びに第六条（見出しを含む。）中「又は郵便局等」を削る。

第七条第一項中「これらに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。」を削る。

第九条第一項中「又は日本郵政公社」を削り、「その所在地（金融機関にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）」を「その本店又は主たる事務所の所在地」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第七十八条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第三十四号までを一号ずつ繰り上げる。

（疑わしい取引の届出に関する政令の一部改正）

第七十九条 疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、日本郵政公社」を削り、同条第二項中「口座管理機関」という。）の下に「、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を加える。

第二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第十八号の前に次の一号を加える。

十七 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
法（平成十七年法律第百一号）第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務

（国家公務員倫理規程の一部改正）

第八十条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「若しくは日本郵政公社の総裁」及び「又は第六項」を削り、同項第七号中「若しくは日本郵政公社（以下「特定独立行政法人等」という。）」を削る。

第六条第一項及び第七条第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第十四条第一号中「、第四項又は第六項」を「又は第四項」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第十五条第一項第四号中「とし、日本郵政公社に属する場合にあつては総務大臣」を削る。

第十六条第五項中「若しくは日本郵政公社（以下「特定独立行政法人等」という。）」及び「（特定独立行政法人等）」とあるのは「（特定独立行政法人又は日本郵政公社（以下「特定独立行政法人等」という。））」とを削り、「特定独立行政法人等に」を「特定独立行政法人に」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第八十一条 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第五項第四号中「若しくは貯金又は郵便貯金」を「又は貯金」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）

第八十二条 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げる。

（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正）

第八十三条 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十

二年政令第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人メディア教育開発センター」の下に「、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を加え、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第六条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部改正)

第八十四条 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第六条第二項第三号に規定する法人を定める政令(平成十三年政令第九号)の一部を次のように改正する。

題名、本則及び附則第二条中「第六条第二項第三号」を「第五条第二項第三号」に改める。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第八十五条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「日本郵政公社、」を削る。

(確定拠出年金法施行令の一部改正)

第八十六条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号ロ(4)中「、簡易生命保険」を削る。

第十五条第一項第一号イ中「ホ」を「ニ」に、「ニ」を「ハ」に改め、同号ロ中「ホ」を「ニ」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同項第四号中「掲げる生命保険若しくは簡易生命保険」を「掲げる生命保険」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「若しくは簡易生命保険」及び「又はロ」を削り、同号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ロとし、同条第二項第五号中「若しくは日本郵政公社」及び「若しくは簡易生命保険」を削る。

第十六条第一号中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同条第四号中「及びロ」を削る。

第十七条の見出しを「（郵便貯金銀行への預金等に係る運用の指図）」に改め、同条中「当該各号に定める事項を日本郵政公社」を「第一号に定める事項にあつては郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。第一号において同じ。）に、第二号に定める事項にあつては郵便保険会社（同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。第二号において同じ。）」に改め、同条第一号中「郵便貯金の預入」を「郵便貯金銀行への預金の預入」に改め、同号イ中「

及び住所」を「、住所及び生年月日」に改め、同号口中「郵便貯金の種類」を「郵便貯金銀行への預金の種類」に改め、同条第二号中「簡易生命保険の保険料」を「郵便保険会社への生命保険の保険料」に、「簡易生命保険の種類」を「郵便保険会社の生命保険の種類」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部改正）

第八十七条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十六号を次のように改める。

十六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
法（平成十七年法律第百一号）第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務

第三条第一項第五号中「又は簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約（以下「保険契約」という。）」を削り、同項第七号中「保険契約若しくは」を「保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約若しくは郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（次号において「保険契約」という。）又は」に改める。

（社債等の振替に関する法律施行令の一部改正）

第八十八条 社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第四十四条第一項第十四号」を「第四十四条第一項第十三号」に改める。

（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第八十九条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十一条から第四十一条の三までの規定中「老人等」とあるのは「障害者等」とを「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十一条中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十一条の二第一項中「第三十条の九第一項（老人等に該当する旨を証する書類の範囲）の規定は、法第十条第五項」とあるのは「法第十条第五項」と、「について準用する」とあるのは「は、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）第五十二条の規定による改正後の所得税法施行令第四十一条の二第一項に規定する財務省令で定める書類（当該書類に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合には、当該書類及び当該障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する同項に規定する財務省令で定める書類）」とする」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「前項において準用する第三十条の九第一項」とあるのは「前項」と、旧所得税法施行令第四十一条の三第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と「に」、「登録）」と、旧所得税法施行令第四十三条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「第三十条の九第一項第一号」とあるのは「所得税法施行令第三十条の九第一項」と、「に定める」を「登録）」と、旧所得税法施行令第四十三条第一項中「第四十一条の二第一項（老人等）」とあるのは「第

四十一条の二第一項（障害者等」と、「において準用する第三十条の九第一項第一号（老人等に該当する旨を証する書類の範囲）に定める」に改め、同条第二項中「同項第二号中「投資信託委託業者」を「同項第一号中「準ずるもの（郵便局を含む）」とあるのは「準ずるもの」と、同項第二号中「投資信託委託業者」に改める。

附則第四条第一項中「支店」とあるのは「金融商品取引業者」と、「郵政事業庁」とあるのは「日本郵政公社」とを「支店若しくは」とあるのは「金融商品取引業者又は」と、「金融機関又は郵政事業庁」とあるのは「金融機関」とに、「とする」を「と、同条第五項中「（郵便局」とあるのは「（生命保険会社」と、「郵便局その他の営業所等」とあるのは「生命保険会社等の営業所等」とする」に改め、同条第二項中「同条第二項中「国」とあるのは「日本郵政公社に」とを「同条第二項中「若しくは国に対する」とあるのは「に対する」とに、「とする」を「と、旧租税特別措置法施行令第二条の二十二第一項中「若しくは同一」とあるのは「又は同一」と、「又は他の郵便局（以下」とあるのは「（以下」とする」に改め、同条第三項中「以後は、同条中「国」とあるのは「日本郵政公社に」とを「以後は、同条中「若しくは国に対する」とあるのは「に対する」とに改める。

（保険業法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第九十条 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第五条第二項後段の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社（次項において「公社」という。）に係るものを除く。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第九十一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号を第十六号とし、第十九号を削り、第二十号を第十七号とし

、第二十一号から第二十三号までを三号ずつ繰り上げ、第二十四号を削り、第二十五号を第二十一号とし、第二十六号から第三十七号までを四号ずつ繰り上げ、第三十八号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五 郵便事業株式会社

第三条中第三十九号を第三十六号とし、第四十号から第四十二号までを三号ずつ繰り上げる。

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第九十二条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の二第四項中「第十二条の三第三項」の下に「及び附則第三十四条の二の三第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

（市町村の合併の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第九十三条 市町村の合併の特例等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表第百五十五条の項中「日本郵政公社以外の」を削り、同表第百五十五条の二の項を

削る。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第九十四条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二号を次のように改める。

五十二 削除

第六十七号を次のように改める。

六十七 削除

第三百六十八号を次のように改める。

三百六十八 削除

（障害者自立支援法施行令の一部改正）

第九十五条 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「預貯金等」を「及び預貯金等」に改め、「及び郵便貯金（所得税法第九条の

二第一項に規定する郵便貯金をいう。次項及び附則第十三条の二において同じ。」を削り、同条第二項中「、預貯金等及び郵便貯金」を「及び預貯金等」に改める。

附則第十三条の二中「、預貯金等及び郵便貯金」を「及び預貯金等」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第九十六条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「日本郵政公社」を「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社」に改める。

第五条第三号中「日本郵政公社法施行法」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律（平成十七年法律第百二号）第二条第十二号の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法」に改める。

（郵政民営化法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第九十七条 郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を第十六条とし、第二条から第五条までを十条ずつ繰り下げ、第一条の次に十条を加える改正規定中「第六条を第十六条」を「第七条を第十七条」に、「第五条まで」を「第六条まで」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

附則第二条第一項中「平成十七年法律第百二号。」を削る。

（刑事訴訟法第三十六条の二の資産及び同法第三十六条の三第一項の基準額を定める政令の一部改正）

第九十八条 刑事訴訟法第三十六条の二の資産及び同法第三十六条の三第一項の基準額を定める政令（平成十八年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号を削り、同条第三号中「郵便貯金又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第九十九条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十六号及び第五条第十五号中「郵便局又は」を削る。

（消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令の一部改正）

第百条 消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次のとおり」を「無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号）」に改め、同条各号を削る。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第百一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第四項第一号中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に、「第十八条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

（平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律の規定による国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する政令の一部改正）

第百二条 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律の規定による国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する政令（平成十九年政令第百二十七号）の一部を次の

ように改正する。

第一条中「法第九十九条第二項第五号の規定による公社の負担に係るもの、同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同号」を「法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第二項第五号」に改め、「国立大学法人等の負担に係るもの」の下に「並びに法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する同号の規定による郵政会社等の負担に係るもの」を加え、「法第九十九条第三項」とあるのは「同条第三項」と、「」を削り、「」を含み」との下に「、「同条第二項第三号」とあるのは「法第九十九条第二項第三号」と」を加える。

第二条の見出しを「（国家公務員共済組合の事務に要する費用の特定独立行政法人等の負担の特例）」に改め、同条第一項中「附則第二条第一項」を「附則第二条第二項」に、「を含む」を「並びに同法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する場合を含む」に、「同号に規定する公社、」を「同号に規定する」に改め、「国家公務員共済組合をいう。」の下に「及び郵政会社等の役職員（同法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員をいう。）をもって組織する共済組合（同法附則第二十条の三第一項の規定により設けることとされた共済組合をいう。）」を加え、同条第二項中「附則第二条第一

項に」を「附則第二条第二項に」に、「法第九十九条第二項第五号の規定による公社の負担に係るもの、同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同号」を「法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第二項第五号」に、「による」を「による独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るもの並びに法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する同号の規定による」に、「並びに同法附則第二条第一項の規定による公社、特定独立行政法人、」と、「同条第三項」とあるのは「法第九十九条第三項」を「並びに同法附則第二条第二項の規定による特定独立行政法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの、国立大学法人等及び」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第百三条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、国家公務員共済組合法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する同法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が毎

年度において負担すべき金額について国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の二の三第二項の規定を適用する場合について準用する。

（金融庁組織令の一部改正）

第百四条 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号タ及びビレを次のように改める。

タ 独立行政法人住宅金融支援機構

レ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

第六条第一項中「七人」を「八人」に改める。

第十九条第一項第六号に次のように加える。

又 郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この号、次条第一項第一号及び第二十一条第一項第一号において同じ。）

ル 郵便保険会社（郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下この号及び第二十二條第一項第一号において同じ。）

ヲ 日本郵政株式会社

ワ 郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）とする銀行代理業を営む者

力 郵便保険会社を所属保険会社等（保険業法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。）とする生命保険募集人

第二十条第一項第一号中「イにあつては」の下に「郵便貯金銀行及び」を、「ハにあつては」の下に「日本郵政株式会社及び」を、「同項第三号に掲げる者を」の下に「、二にあつては前条第一項第六号ワに掲げる者を」を加える。

第二十一条第一項第一号中「定める者」の下に「（郵便貯金銀行を除く。）」を加える。

第二十二条第一項第一号に次のただし書を加える。

ただし、イにあつては郵便保険会社を、ロにあつては日本郵政株式会社を、ホにあつては第十九条第六号力に掲げる者を除くものとする。

附則第二条の三に次の一項を加える。

4 検査局は、第三条各号に掲げる事務及び前三項に規定する事務のほか、平成二十九年九月三十日まで
の間、郵政民営化法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく
検査に関する事務をつかさどる。

附則第三条に次の一項を加える。

5 監督局は、第四条及び前各項に規定する事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化
法に規定する事務のうち、日本郵政株式会社に係るもの（同法第六十四条から第六十九条までに規定す
るものに限る。附則第七条第三項において同じ。）並びに郵便貯金銀行（同法第九十四条に規定する郵
便貯金銀行をいう。附則第七条第三項において同じ。）及び郵便保険会社（同法第二百二十六条に規定す
る郵便保険会社をいう。附則第七条第三項において同じ。）に係るものをつかさどる。ただし、検査局
の所掌に属するものを除く。

附則第五条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項
とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三項」を「
前項及び第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第六条第一項の参事官（第四項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成二十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第七条に次の一項を加える。

3 監督局総務課は、第十九条及び前二項に規定する事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法に規定する事務のうち、日本郵政株式会社に係るもの並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係るものをつかさどる。ただし、検査局の所掌に属するものを除く。

（総務省組織令の一部改正）

第百五条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十一条―第百四十二条」を「第百四十一条・第百四十二条」に改める。

第三条第二十号中「及び統計センター分科会」を「郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会及び統計センター分科会」に改める。

第十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の庶務に関すること。

第二十五条第六号中「及び統計センター分科会」を「郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会及び統計センター分科会」に改める。

第百条に次の一号を加える。

四 独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の庶務に関すること。

第百六条 総務省組織令の一部を次のように改正する。

第九条第一号及び第八号中「及び国有資産等所在都道府県交付金、日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金並びに」を「、国有資産等所在都道府県交付金及び」に改める。

第十二条第一号及び第二号を次のように改める。

一 郵便事業に関すること。

二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関すること。

第十二条第六号を同条第九号とし、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「、郵便為替及び郵便振替」を削り、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 印紙の売りさばきに関する業務に関すること。

第十二条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 社会・地域貢献基金に関すること。

四 郵便認証司に関すること。

第十二条に次の二号を加える。

十 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の組織及び運営一般に関すること。

十一 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の組織及び運営一般に関すること。

第六十六条第三号中「及び国有資産等所在都道府県交付金、日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金並びに」を「、国有資産等所在都道府県交付金及び」に改める。

第九十七条中「五課」を「四課」に、「総務課」を「企画課」に、「郵便企画課」を「郵便課」に、「貯金企画課」を「貯金保険課」に改め、「保険企画課」を削る。

第九十八条の見出しを「（企画課の所掌事務）」に改め、同条中「総務課」を「企画課」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関すること（貯金保険課及び検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

三 社会・地域貢献基金に関すること。

第九十八条第五号中「第十二条第四号」を「第十二条第六号」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 日本郵政株式会社及び郵便局株式会社の組織及び運営一般に関すること（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

第九十九条の見出しを「（郵便課の所掌事務）」に改め、同条中「郵便企画課」を「郵便課」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 郵便事業に関すること（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

二 郵便認証司に関すること（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

第九十九条第三号中「（貯金企画課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の二号を加える。

四 印紙の売りさばきに関する業務に関すること（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

五 郵便事業株式会社の組織及び運営一般に関すること（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

第百条の見出しを「（貯金保険課の所掌事務）」に改め、同条中「貯金企画課」を「貯金保険課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関する事務のうち銀行業及び生命保険業の代理業務に係るものに関すること（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

第百条第二号及び第三号を削り、同条第四号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の組織及び運営一般に関すること（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

第百一条を次のように改める。

第百一条 削除

第百三条第一号を次のように改める。

一 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十五条第一項の規定に基づく検査に関すること。

第二百三条第二号中「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改め、同号を同条第七号とし、同条第一号の次に次の五号を加える。

二 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第十三条第一項の規定に基づく検査に関すること。

三 郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第十四条第一項の規定に基づく検査に関すること。

四 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項の規定に基づく検査に関すること。

五 独立行政法人通則法第六十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に関すること。

六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査に関すること。

第二百二十四条第一項第一号口中「郵政事業」を「郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便の増進、社会・地域貢献基金及び郵便認証司」に改める。

第二百二十四条の二第一項中「日本郵政公社法」を削り、「（昭和二十二年法律第百六十五号）第七十

五条の八、郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七十四条、郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第三十八条の六、郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第一百五条」を「第七十三条」に改め、「、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律七十二号）第七条の二第二項、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律七十二号）第六条の二第二項、郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第九条、郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第十三条、郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第二十條の二」を削る。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（郵政行政局の所掌事務の特例）

第五条の二 郵政行政局は、第十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。
- 二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関

する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

2 郵政行政局は、第十二条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）に規定する事務をつかさどる。

附則第十九条を附則第二十三条とし、附則第十八条を附則第二十二条とし、附則第十七条を附則第二十条とし、附則第十六条の次に次の四条を加える。

（郵政行政局企画課の所掌事務の特例）

第十七条 郵政行政局企画課は、第九十八条各号に掲げる事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法に規定する事務（郵政行政局郵便課、貯金保険課及び検査監理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（郵政行政局郵便課の所掌事務の特例）

第十八条 郵政行政局郵便課は、第九十九条各号に掲げる事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法に規定する事務のうち郵便事業株式会社に係るもの（郵政行政局検査監理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（郵政行政局貯金保険課の所掌事務の特例）

第十九条 郵政行政局貯金保険課は、第百条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務（郵政行政局検査監理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

2 郵政行政局貯金保険課は、第百条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法に規定する事務のうち同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行及び同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社に係るもの（郵政行政局検査監理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（郵政行政局検査監理官の職務の特例）

第二十条 郵政行政局検査監理官は、第百三条各号に掲げる事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十四条において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

二 郵政民営化法第六十三条第一項の規定により読み替えて適用される日本郵政株式会社法第十五条第一項の規定（郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定に係る部分に限る。）に基づく検査に関すること。

三 郵政民営化法第七十八条第一項の規定により読み替えて適用される郵便事業株式会社法第十三条第一項の規定（郵政民営化法第六章第三節の規定に係る部分に限る。）に基づく検査に関すること。

四 郵政民営化法第九十三条第一項の規定により読み替えて適用される郵便局株式会社法第十四条第一項の規定（郵政民営化法第七章第三節の規定に係る部分に限る。）に基づく検査に関すること。

五 郵政民営化法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検

査に關すること。

附則に次の一条を加える。

（郵政行政審議會の所掌事務の特例）

第二十四条 郵政行政審議會は、第二百二十四条の二第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第一百五條、整備法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に關する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八條第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を處理する。

2 郵政行政審議會は、第二百二十四条の二第一項及び前項に定めるもののほか、平成二十年九月三十日ま

での間、整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）第六条の二第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

3 郵政行政審議会は、第二百二十四条の二第一項及び前二項に定めるもののほか、平成二十年三月三十一日までの間、整備法附則第三十六条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第一百七条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一百六十九条第六号中「、国有林野事業」を「及び国有林野事業」に改め、「及び日本郵政公社」を削る。

第一百七十二条中「並びに国有林野事業」を「及び国有林野事業」に改め、「及び日本郵政公社」を削る。
（財政制度等審議会令の一部改正）

第一百八条 財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表財政投融资分科会の項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 財政投融资分科会は、第六条第一項の表財政投融资分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、平成二十一年三月三十一日までの間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第一百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条において準用する同法第三条の規定による独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の運用に関し、総務大臣に意見を述べるために必要な事項について調査審議する事務をつかさどる。

（総務省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第百九条 総務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「十三人」を「十六人」に改める。

第五条第一項の表情報通信・宇宙開発分科会の項の次に次のように加える。

郵便貯金・簡易生命保険管理 機構分科会	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
------------------------	-----------------------

第九条ただし書中「総務省情報通信政策局技術政策課において」の下に「、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会に係るものについては総務省郵政行政局貯金企画課において」を加える。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

第一百十条 総務省独立行政法人評価委員会令の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「総務省郵政行政局貯金企画課」を「総務省郵政行政局貯金保険課」に改める。

（郵政行政審議会令の一部改正）

第一百十一条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第一項中「及び分科会」を削り、同条第二項中「（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長

）」を削り、同条第六項中「（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）

」を削る。

第七条第三項中「分科会及び」を削る。

第九条中「総務省郵政行政局総務課」を「総務省郵政行政局企画課」に改める。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（分科会の特例）

第二条 審議会に、平成二十年三月三十一日までの間、日本郵政公社経営・評価分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、審議会の所掌事務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三十六条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、総務大臣が指名する。

4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

8 第七条第一項及び第二項の規定は、分科会の議事に準用する。

（郵便法第七十五条の八の審議会等を定める政令の一部改正）

第百十二条 郵便法第七十五条の八の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第七十五条の八」を「第七十三条」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条、第九十七条、第百五条及び第百九条の規定は、公布の日から施行する。

（郵便貯金法施行令の廃止に伴う経過措置）

第二条 旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。以下同じ。）については、第一条の規定による廃止

前の郵便貯金法施行令（以下この条において「旧郵便貯金法施行令」という。）第一条から第五条までの規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法施行令第一条中「郵便貯金法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（以下「旧郵便貯金法」という。）」、「旧郵便貯金法施行令第二条から第五条までの規定中「郵便貯金法」とあり、及び「同法」とあるのは「旧郵便貯金法」とする。

2 整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法附則第三条第一号に規定する旧郵便貯金法第六十九条の総務省令の制定又は改正については、旧郵便貯金法施行令第六条の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条中「郵便貯金法第七十四条」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法第七十四条（第二号に係る部分に限る。）」とする。

（簡易生命保険法施行令の廃止に伴う経過措置）

第三条 施行日前に効力が生じた旧簡易生命保険契約（整備法附則第三条第十一号に規定する旧簡易生命保険契約をいう。以下同じ。）については、第一条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行令（以下この条において「旧簡易生命保険法施行令」という。）第一条及び第二条並びに附則第四条及び第五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧簡易生命保険法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	簡易生命保険法	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法
附則第四条	簡易生命保険法の一部を改正する法律	整備法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる簡易生命保険法の一部を改正する法律

	旧施行令	郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）第一条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行令（平成二年政令第三百四十号）附則第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法及び郵便年金法の施行に関する政令（昭和二十四年政令第七十三号）
--	------	---

2 施行日前に効力が生じた旧簡易生命保険法（整備法附則第三条第四号に規定する旧簡易生命保険法をいう。以下同じ。）第六十二条に規定する保険金額の増額等変更契約（第四項に規定する旧簡易生命保険契約に係るものを除く。）については、旧簡易生命保険法施行令第四条の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同条中「法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」と、同条の表第四十八条第三項の項中「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

3 施行日前に効力が生じた旧簡易生命保険法第六十五条に規定する特約変更契約については、旧簡易生命

保険法施行令第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」と、同条の表第四十条第七項の項中「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

4 施行日前に効力が生じた勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約である旧簡易生命保険契約については、旧簡易生命保険法施行令第四条（同条の表第二十八条第一項の項、第三十八条第二項の項、第三十九条第一項の項、第三十九条第二項（第四号を除く。）の項、第四十条第一項の項、第四十条第二項の項、第四十一条第一項の項、第四十一条第二項の項、第四十二条及び第四十五条第一項の項、第四十五条第二項の項、第四十五条第三項の項、第四十六条第一項の項、第四十七条第一項の項、第五十二条第一項の項、第五十六条第一項（第二号から第四号までを除く。）の項及び第六十九条第一項の項に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法」とあるのは、「郵政民営

化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」とする。

5 整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法第八十八条の総務省令の制定又は改正については、旧簡易生命保険法施行令第七条の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第百五条」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第百五条（同法第十八条の総務省令の制定又は改正に係る部分に限る。）」とする。

（郵便振替法第六十八条の審議会等を定める政令の廃止に伴う経過措置）

第四条 整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法（整備法附則第三条第三号に規定する旧郵便振替法をいう。以下同じ。）第六十五条第一項の認可又は同条第六項若しくは第七項の命令については、第一条の規定による廃止前の郵便振替法第六十八条の審議会等を定め

る政令の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令中「郵便振替法」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便振替法」とする。

（郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令の廃止に伴う経過措置）

第五条 整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同条第二項の規定により読み替えられた整備法附則第三条第五号に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法第七条の二第一項の認可については、第一条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令中「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」とする。

（郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律第六条の二第二項の審議会等を定める政令の廃止に伴う経過措置）

第六条 整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同条第二項の規定により読み替えられた整備法附則第三条第六号に規定する旧郵便振替預り金寄附委託法第六条の二第一項の認可については、第一条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律第六条の二第二項の審議会等を定める政令の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令中「郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律」とする。

（歳入納付に使用する証券に関する件の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この政令の施行の際現に存する整備法第二条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和二十三年法律

第五十九号。以下「旧郵便為替法」という。）第八条の規定により発行された郵便普通為替証書、旧郵便為替法第十条第一項の規定により発行された郵便定額小為替証書及び旧郵便振替法第三十八条第二項第一号の規定により発行された郵便振替払出証書については、第四条の規定による改正前の歳入納付に使用する証券に関する件の規定は、なおその効力を有する。

（恩給給与規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 施行日前に行われた第五条の規定による改正前の恩給給与規則第二十六条ノ三の規定による通知に従い施行日以後に行う恩給の支給については、同令第二十七条及び第二十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第二十七条中「支給庁」とあるのは「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条ニ規定スル郵便貯金銀行ヲ謂フ次条ニ於テ同ジ）」と、「前条」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）第五条ノ規定ニヨル改正前ノ第二十六条ノ三」と、同令第二十八条中「支給庁」とあるのは「郵便貯金銀行」とする。

（小切手法の適用につき銀行と同視すべき人又は施設を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第九条 施行日前に振り出した小切手における郵便局を支払人とする記載は、郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。次項及び附則第三十一条第一項において同じ。）を支払人とする記載とみなす。

2 施行日前に振り出した小切手の表面に引いた二条の平行線内における郵便局の記載は、郵便貯金銀行の記載とみなす。

（予算決算及び会計令臨時特例の一部改正に伴う経過措置）

第十条 整備法附則第四十五条第一項の規定により引き続き財政融資資金に預託することができることとされた郵便貯金預託金の利子の概算払については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 この政令の施行の際現に存する旧郵便振替法第三十八条第二項第一号に規定する払出証書及び旧郵便為替法第二十条第一項に規定する郵便為替証書については、第九条の規定による改正前の地方自治法施行令第百五十六条第一項の規定は、なおその効力を有する。

2 郵政民営化法第一百七十七条の規定の適用がある間における第九条の規定による改正後の地方自治法施行令第

百六十八条の規定の適用については、同条第一項中「一の金融機関」とあるのは「一の金融機関（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を除く。次項において同じ。）とする。」とする。

（児童福祉法施行令及び障害者自立支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 旧郵便貯金は、第十条及び第九十五条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、預貯金等とみなす。

一 児童福祉法施行令第五十条の六第一項及び第二項

二 障害者自立支援法施行令附則第十一条第一項及び第二項並びに第十三条の二

（地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 第十一条の規定による改正後の地方財政法施行令第十三条の規定は、平成二十年度以後の年度における同条の規定による額の算定について適用し、平成十九年度以前の年度における同条の規定による額の算定については、なお従前の例による。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納

付に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 整備法附則第七十九条第一項の規定による一般会計において郵政民営化法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「旧公社」という。）から受け入れた金額の過不足額の調整並びに整備法の施行前に旧公社を退職した者で失業しているものに対する整備法第五十四条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この条において「新退職手当法」という。）第十条の規定による退職手当（整備法附則第八十七条第二項の規定に基づく新退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当を含む。）の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の一般会計への納付及び一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第十五条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する政令第二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第二条」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第七十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる法第二条」と、「日本郵政公社」とあるのは「日本郵政株式会社」とする。

（地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 この政令の施行の際現に存する旧郵便振替法第三十八条第二項第一号に規定する払出証書及び旧郵便為替法第二十条第一項に規定する郵便為替証書については、第二十一条の規定による改正前の地方公営企業法施行令第二十一条の三の規定は、なおその効力を有する。

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 施行日前に旧公社が整備法第五十六条の規定による改正前の関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十七条第三項ただし書の郵便物を交付した場合において、施行日において当該郵便物に係る第二十七条の規定による改正前の関税法施行令第六十七条の規定による書類の還付がされていないときは、その交付は郵便事業株式会社がしたものとみなして、第二十七条の規定による改正後の関税法施行令第六十条七条の規定を適用する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 施行日前に旧公社が整備法第五十九条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号。以下この条において「旧法」という。）第七条第三項に規定

する書類の提示を受けて同項に規定する郵便物を交付した場合において、その旨を記載した旧法第七条第一項の通知に係る書類が施行日において第二十七条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第四条に規定する税関長に送り返されていないときは、その交付は郵便事業株式会社が行ったものとみなして、第二十七条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第四条の規定を適用する。

（土地区画整理法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この政令の施行前に土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定により仮換地の指定がなされた郵便局の用に供している宅地については、同法第九十五条第一項に規定する宅地とみなす。

（輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 旧郵便貯金は、第三十条、第三十九条、第四十条、第四十六条、第五十六条、第七十二条及び第七十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一 輸出入取引法施行令第八条第二号

- 二 国家公務員共済組合法施行令第八条第一項第一号及び第九条の三第一項第一号
 - 三 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令第十九条の二第一項第一号
 - 四 農業協同組合法施行令第三条の四及び第三条の五第一項第一号
 - 五 地方公務員等共済組合法施行令第十六条第一項第一号
 - 六 厚生年金基金令第四十条
 - 七 森林組合財務処理基準令第五条第一号
 - 八 国民年金基金令第三十条の四
 - 九 水産業協同組合法施行令第二十一条並びに第二十二条第一項第一号及び第二項第二号
 - 十 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第二十二条第二号
 - 十一 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令第四条第一号
 - 十二 確定給付企業年金法施行令第七十条
 - 十三 独立行政法人農業者年金基金法施行令第九条第一項第二号
- （地方財政再建促進特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 第三十一条の規定による改正後の地方財政再建促進特別措置法施行令第十一条の二第一項の規定は、平成二十一年度以後の年度における同項の規定による額の算定について適用し、平成二十年度以前の年度における同項の規定による額の算定については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 第三十二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法施行令の規定は、平成二十年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金（次項において「市町村交付金等」という。）について適用する。

2 第三十二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の規定は、平成十九年度分までの市町村交付金等並びに日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金については、なおその効力を有する。

（租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 個人が施行日前に行った第三十五条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次項において「旧租税特別措置法施行令」という。）第十九条第八項第二号に掲げる土地等の譲渡に係る租税特別措

置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十二条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

- 2 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法施行令第二十条の二第一項第二号に掲げる土地等の譲渡については、なお従前の例による。

（旧国会議員互助年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

- 第二十三条 施行日前に行われた第三十八条の規定による改正前の旧国会議員互助年金法施行令第二十条の二の規定による通知に従い施行日以後に行う互助年金又は互助一時金の支給については、同令第二十一条及び第二十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第二十一条中「日本郵政公社」とあるのは「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。次条において同じ。）」と、「前条」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）第三十八条の規定による改正前の第二十条の二」と、同令第二十二条中「日本郵政公社」とあるのは「郵便貯金銀行」とする。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

- 第二十四条 平成十九年度において第九十二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令等の一部

を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）附則第八条の二第四項の規定により読み替えられた第三十九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の二の三第二項において読み替えて適用する同令第十二条の三第三項の規定により国が負担すべき金額は、同項第一号に定める金額から第九十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令附則第八条の二第四項において読み替えて適用する第三十九条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（次項において「旧国共済令」という。）第十二条の三第三項第五号に定める金額を控除した金額とする。

2 旧国共済令第十二条の五第五項において準用する同条第一項及び第二項の規定により旧公社が日本郵政公社共済組合（整備法第六十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）第三条第一項の規定により旧公社に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）をもって組織された国家公務員共済組合をいう。附則第三十三条第二項において同じ。）に払い込んだ金額が、旧公社が負担すべき金額を超えるときは、その超える金額を翌々事業年度までに国家公務員共済組合連合会（旧国共済令第十二条の五第五項において準用する同条第一項の規定により払い込んだ金額にあつては、整備法第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規

定する日本郵政共済組合。以下この項において同じ。）が日本郵政株式会社に払い戻すものとし、旧公社が負担すべき金額に満たないときは、その満たない金額を翌々事業年度までに日本郵政株式会社が国家公務員共済組合連合会に払い込むものとする。

（災害対策基本法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 施行日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条第一項の規定による地方債を整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号。以下「旧公社法」という。）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還方法については、なお従前の例による。

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 この政令の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する訴訟であつて各承継会社（郵政民営化法第六条第三項に規定する承継会社をいう。以下この条において同じ。）が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であつて施行日以後に承継会社を当事者として提起するもの又は承継会社を参加人と

するものについては、第四十八条の規定による改正前の国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令本則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令本則中「日本郵政公社」とあるのは、「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六条第三項に規定する承継会社」とする。

（激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 施行日前に激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十四条第一項及び第二項の地方債を旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還方法については、なお従前の例による。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 第五十二条の規定による改正後の所得税法施行令（次項において「新所得税法施行令」という。）第五十一条及び第五十一条の二の規定は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十一条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が、

施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する公社債等の利子、収益の分配又は剰余金の配当について適用し、当該内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が、施行日前に支払を受けるべき当該公社債等の利子、収益の分配又は剰余金の配当については、なお従前の例による。

- 2 新所得税法施行令第三百三十五条第一項並びに第三百三十六条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に支払の確定する所得税法第二百二十四条第一項に規定する利子等又は配当等について適用し、施行日前に支払の確定した当該利子等又は配当等については、なお従前の例による。

（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

- 第二十九条 施行日前に整備法第一百八条の規定による改正前の確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十五条第一項の規定による同法第二十三条第一項第一号又は第四号に掲げる運用の方法とする運用の指図が行われた場合における第五十三条の規定による改正後の法人税法施行令第一百五十八条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	運用の方法に
	運用の方法（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十六条第

第四号		
運用の方法		一項（公社の解散及び業務等の承継）の規定による解散前の日本郵政公社（第四号において「旧公社」という。）を相手方とする貯金の預入を含む。）に
次に掲げる金額		
次に掲げる金額（運用の方法が旧公社への旧簡易生命保険の保険料の払込みによつている場合における当該運用に係る旧簡易生命保険の保険料積立金に相当する金額を含む。）	運用の方法（旧公社への郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条（法律の廃止）の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二条（簡易生命保険の実施）に規定する簡易生命保険（以下この号において「旧簡易生命保険」という。）の保険料の払込みを含む。）	

（児童手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 国家公務員共済組合法附則第二十条の三第一項の規定により日本郵政共済組合を設けた場合にお

ける児童手当法施行令第六条第二項の規定の適用については、同項中「組合と」とあるのは、「組合並びに同法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等、同条第四項において読み替えて適用する同法第十九条第五項に規定する職員団体及び同法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する同法第二百二十五条に規定する組合と」とする。

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条 施行日前に旧公社が旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金で引き受けた勤労者財産形成促進法施行令第四十条第二号に規定する雇用・能力開発債券等（整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第五条の規定により旧公社が承継した雇用・能力開発債券等を含む。次項において同じ。）については、郵便貯金銀行が引き受けたものとみなして第六十一条の規定による改正後の勤労者財産形成促進法施行令第四十二条第一項の規定を適用する。

2 施行日前に旧公社が旧公社法第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険資金で引き受けた勤労者財産形成促進法施行令第四十条第二号に規定する雇用・能力開発債券等については、郵便保険会社（郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。）が引き受けたものとみなして第六十一条の規定

による改正後の勤労者財産形成促進法施行令第四十二条第一項の規定を適用する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 施行日前にされた第六十七条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令附則第三条第二項の規定による郵便局への差出しは、第六十七条の規定による改正後の同項の規定の適用については、郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）への差出しとみなす。（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 平成十九年度において第六十八条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第六十八条の二第一項の規定により国が負担すべき金額は、同項第一号に定める金額から第六十八条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（次項において「旧昭和六十一年経過令」という。）第六十

八条の二第一項第五号に定める金額を控除した金額とする。

2 旧昭和六十一年経過令第六十九条第五項の規定により旧公社が日本郵政公社共済組合に払い込んだ金額が、旧公社が負担すべき金額を超えるときは、その超える金額を翌々事業年度までに国家公務員共済組合連合会が日本郵政株式会社に払い戻すものとし、旧公社が負担すべき金額に満たないときは、その満たない金額を翌々事業年度までに日本郵政株式会社が国家公務員共済組合連合会に払い込むものとする。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 第七十七条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令第七条第一項の規定は、施行日以後にされる内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第三条第二項第一号に掲げる国外送金について適用し、施行日前にされた同号に掲げる国外送金については、なお従前の例による。

（介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 整備法附則第十六条第一項の規定により整備法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約についてなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十六条の規定の適用については、第七十八条の規定による改正後の介護保険法施行令第三十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（確定拠出年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 施行日前に効力が生じた旧簡易生命保険契約に係る旧簡易生命保険（旧簡易生命保険法第二条に規定する簡易生命保険をいう。次項において同じ。）は、第八十六条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令第一条の規定の適用については、生命保険とみなす。

2 整備法附則第一百一十一条第一項の規定により整備法第一百十八条の規定による改正後の確定拠出年金法第二十三条第一項第一号又は第四号（同法第七十三条において準用する場合を含む。）に掲げる運用の方法を運用の方法とする運用の指図とみなされた旧郵便貯金への預入又は旧簡易生命保険の保険料の払込みを運用の方法とする運用の指図については、第八十六条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令第十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「日本郵政公社」とあるのは「独立行政法

人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、同条第一号中「郵便貯金の預入」とあるのは「旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。以下この号において同じ。）の預入」と、同号イ中「及び住所」とあるのは「住所及び生年月日」と、同号ロ中「郵便貯金」とあるのは「旧郵便貯金」と、同条第二号中「簡易生命保険の保険料」とあるのは「旧簡易生命保険（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二条に規定する簡易生命保険をいう。以下この号において同じ。）の保険料」と、同号ロ中「簡易生命保険」とあるのは「旧簡易生命保険」とする。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条 施行日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実については、第九十四条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第五十二号、第六十七号及び第三百六十八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（刑事訴訟法第三十六条の二の資産及び同法第三十六条の三第一項の基準額を定める政令の一部改正に伴

う経過措置)

第三十八条 この政令の施行の際現に存する郵便為替及び郵便貯金（郵政民営化法第七十四条第一項の規定により預金となるものを除く。）については、第九十八条の規定による改正前の刑事訴訟法第三十六条の二の資産及び同法第三十六条の三第一項の基準額を定める政令第一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二号中「郵便為替法」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便為替法」とする。

（消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条 旧簡易生命保険法又は整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）の規定（整備法附則第一百七十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反して罰金の刑に処せられた者については、第百条の規定による改正後の消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四十条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、郵便貯金法施行令等を廃止するとともに、郵政民営化法施行令等関係政令について規定の整備をする等の必要があるからである。